

呉市地域防災計画

(震災・大規模事故等対策編)

震災応急対策編

海上災害応急対策編

林野火災応急対策編

令和5年12月修正

呉市防災会議

震災応急対策編

第1節 通則	震-1-1~2
第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策	震-2-1~32
第1 組織・動員計画	震-2-1~8
1 災害応急組織の基本原則	
2 災害対策本部設置前の体制	
3 災害対策本部設置以降の体制	
4 動員計画	
第2 災害情報計画	震-2-9~20
1 情報管理体制の確立	
2 地震・津波情報の収集及び伝達	
3 被害情報等の収集及び伝達	
第3 住民等の避難誘導等に関する対策	震-2-21~32
1 要避難状況の把握活動の早期実施	
2 避難対策の必要性の早期判断	
3 避難指示等の実施	
4 避難指示等の伝達	
5 警戒区域の設定	
6 避難の誘導等	
第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む)	震-3-1~10
第1 広域相互応援計画	震-3-1~5
1 災害情報・被害情報の収集・分析	
2 市における相互応援協力	
3 消防における相互応援協力	
4 消防相互援助協約に基づく援助	
第2 自衛隊の災害派遣要請計画	震-3-6~9
1 知事に対する災害派遣要請の要求	
2 災害派遣部隊の活動内容	
3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制	
4 派遣部隊の撤収要請	
5 ヘリコプター緊急離着陸場	
第3 海上保安庁への応援協力要請計画	震-3-10
1 救援協力の要請	
2 要請先	
3 救援活動の内容	
第4節 救助・救急、医療救護及び消火活動	震-4-1~16
第1 救助・救急計画	震-4-1~2
1 救助・救急活動の実施	
2 救助・救急資器材の確保等	
3 惨事ストレス対策	
4 部隊間の活動調整	
5 活動時における感染症対策	

第2	医療・救護計画	震-4-3~6
1	医療の対象者	
2	実施内容	
3	医療救護班等の編成及び救護所の開設	
4	医療救護活動	
5	医薬品・医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保・調達及び搬送	
6	傷病者の搬送の実施	
7	医療救護活動状況の把握	
8	健康管理等の実施	
9	惨事ストレス対策	
10	災害拠点病院並びに国立及び公的病院	
第3	土砂災害計画	震-4-7
1	土砂災害防止体制の確立	
2	危険箇所周辺の警戒監視・通報	
3	土砂災害による被害の拡大防止	
4	警戒避難体制の確立	
第4	消防計画	震-4-8~9
1	消防局・消防団の消防活動の実施	
2	広域応援の要請	
3	惨事ストレス対策	
第5	水防計画	震-4-10
1	水防体制の確立	
2	津波被害の拡大防止	
第6	危険物等災害応急対策計画	震-4-11~16
1	危険物災害応急対策	
2	高圧ガス災害応急対策	
3	火薬類災害応急対策	
4	毒劇物災害応急対策	
5	危険物輸送車両等の応急措置	
第5節	緊急輸送のための交通の確保, 警備活動計画	震-5-1~16
第1	災害警備計画	震-5-1~2
1	災害警備体制の確立	
2	災害警備措置	
3	惨事ストレス対策	
第2	交通確保, 規制, 障害物除去計画	震-5-3~9
1	交通確保, 規制	
2	障害物の除去	
第3	交通施設応急対策	震-5-10
1	実施責任者	
2	実施基準	
3	実施方法	

第4	交通マネジメント	震-5-11
1	災害時交通マネジメント検討会	
2	構成員の相互協力等	
3	協議・訓練等	
第5	緊急輸送計画	震-5-12~14
1	緊急輸送の実施	
2	緊急輸送手段の確保	
3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	
第6	貯木及び在港船舶対策計画	震-5-15~16
1	貯木対策	
2	在港船舶対策	
第6節	避難生活, 情報提供, 要配慮者対策に関する活動	震-6-1~16
第1	避難計画	震-6-1~4
1	避難所等の開設等	
2	一時帰宅の実施	
3	広域一時滞在	
4	帰宅困難者対策	
5	避難所における滞在困難者対策	
第2	災害広報計画	震-6-5~7
1	市による災害広報の実施	
2	防災関係機関による災害広報	
3	災害の記録	
第3	要配慮者対策計画	震-6-8~10
1	要配慮者に係る対策	
2	高齢者及び障害者に係る対策	
3	児童に係る対策	
4	観光客及び外国人住民(旅行者を含む)に係る対策	
5	社会福祉施設等に係る対策	
第4	住宅の確保及び応急対策計画	震-6-11~14
1	応急住宅の提供	
2	被災住宅の応急修理	
3	住宅関係障害物除去	
4	被災建築物応急危険度判定	
5	被災宅地危険度判定	
6	その他	
第5	孤立地区対策計画	震-6-15~16
1	孤立地区対策の概要	
2	孤立実態の把握	
3	物資供給, 救助の実施	
4	道路等の応急復旧	

第7節	救援物資の調達・供給計画	震-7-1~8
第1	救援物資の管理体制	震-7-1
1	救援物資の管理体制	
2	救援物資の供給体制	
第2	食料の確保及び供給	震-7-2~4
1	食料の調達	
2	食料の供給	
3	食料の輸送	
第3	飲料水等の供給	震-7-5~6
1	給水の実施	
2	給水の方法	
3	生活用水の確保・供給	
4	災害救助法が適用された場合の措置	
5	上水道、応急給水機器の状況	
第4	生活必需品等の供給	震-7-7~8
1	生活必需品の確保	
2	生活必需品等の給与	
3	物資の確保	
4	給与又は貸与の方法	
5	給与又は貸与の費用	
6	給与又は貸与の期間	
7	生活必需品等の輸送	
第8節	防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動	震-8-1~6
第1	防疫、保健衛生、環境衛生計画	震-8-1~2
1	防疫活動	
2	保健衛生活動	
3	精神保健活動	
4	飲料水・食品衛生対策	
5	環境衛生対策	
6	動物愛護管理対策	
7	入浴施設確保対策	
第2	遺体の搜索、処理及び埋葬等計画	震-8-3~6
1	行方不明者及び遺体の搜索	
2	遺体の処理	
3	死亡住民に係る情報収集及び遺体の収容・安置	
4	遺体の火葬・埋葬	
第9節	応急復旧、二次災害防止活動	震-9-1~12
第1	公共施設等災害応急復旧計画	震-9-1~2
1	方針	
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3	交通施設の応急復旧活動	
4	治水施設等の応急復旧活動	
5	治山施設等の応急復旧活動	
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7	住民への広報活動	

第2	ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）	震-9-3~6
1	電気施設	
2	都市ガス施設	
3	LPガス施設	
4	上水道施設	
5	下水道施設	
6	電気通信施設	
第3	その他施設災害応急対策計画	震-9-7
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4	災害廃棄物等の処理計画	震-9-8~10
1	災害廃棄物の処理	
2	し尿の処理	
3	応援協力体制の確保	
4	一般廃棄物処理施設等の機能復旧	
5	産業廃棄物の処理	
6	適正処理が困難な廃棄物の処理	
7	その他	
第5	有害物質等による環境汚染防止計画	震-9-11~12
1	目的	
2	実施方法	
3	環境汚染防止の推進等	
第10節	災害ボランティアの受入れ・支援計画	震-10-1~2
1	災害ボランティアセンターの設置	
2	くれ災害ボランティアセンターの機能	
3	広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携	
4	被災地におけるボランティア支援体制の確立	
5	海外からの応援の受入れ	
6	外国人住民（旅行者を含む）の支援体制の確立	
第11節	文教対策計画	震-11-1~4
1	初動対応	
2	応急対策の実施	
3	応急教育の実施	
4	文教施設の応急復旧	
5	教職員の確保	
6	学用品の調達・支給	
7	授業料等の減免措置	
8	国，県，私立学校に対する措置	
9	文化財の保護	
第12節	災害救助法の適用計画	震-12-1~4
1	災害救助法の実施機関	
2	災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）	
3	被災世帯の算定基準	
4	災害救助法の適用申請	

第13節	農林漁業関係被害の拡大防止計画	震-13-1~2
1	農産物, 家畜対策	
2	林産物対策	
3	水産関係対策	
第14節	隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画	震-14-1~2
1	公共的団体の種別及び組織	
2	活動範囲	
3	活動内容	

大規模事故等対策編

海上災害応急対策編

1	実施責任者	海-1
2	情報伝達	海-1
3	防災活動	海-2
4	沿岸住民に対する広報, 避難指示など	海-2
5	交通規制など	海-2
6	資器材及び物資の確保と運用	海-2

林野火災応急対策編

1	火災情報の収集・伝達	林-1
2	消防活動体制の確立	林-1
3	消防活動	林-1

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	目的	南-1-1~2
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域	南-2-1~2
第3節	基本方針	南-3-1~6
1	各般にわたる甚大な被害への対応	
2	津波からの人命の確保	
3	超広域にわたる被害への対応	
4	国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	
5	時間差発生等への対応	
6	外力レベルに応じた対策	
7	戦略的な取組の強化	
8	訓練等を通じた対策手法の高度化	
9	科学的知見の蓄積と活用	

第4節	南海トラフ地震の概要	南-4-1~10
1	地震の概要	
2	今後の地震発生確率	
3	想定結果	
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	南-5-1~2
第6節	津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	南-6-1~14
1	津波からの防護のための施設の整備	
2	水防業務従事者等の安全確保対策	
3	港湾, 漁港の船舶対策	
4	津波に関する情報の伝達等	
5	津波避難対策	
6	消防活動及び水防活動	
7	電気, ガス, 水道, 通信, 放送関係	
8	交通対策	
9	市が管理又は運営する施設関係	
第7節	関係者との連携協力の確保に関する計画	南-7-1~8
第1	相互応援協力計画	南-7-1~2
1	方針	
2	実施内容	
第2	自衛隊災害派遣計画	南-7-3~6
1	方針	
2	自主派遣の基準	
3	災害派遣部隊の活動	
4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5	災害派遣要請の手続等	
6	災害派遣部隊の受入れ	
7	派遣に要する経費の負担	
8	災害派遣部隊の撤収要請	
第3	救援物資の調達・供給活動計画	南-7-7
第4	帰宅困難者対策計画	南-7-8
第8節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画	南-8-1~6
1	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	
2	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	
3	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	
第9節	防災訓練に関する計画	南-9-1~2
1	防災訓練	
2	職員の動員訓練	
3	通信運用訓練	
4	津波防災訓練	
5	津波避難訓練	
6	防災訓練に対する協力等	
7	実施方法	

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南-10-1~4
1 市職員に対する教育	
2 住民等に対する教育・広報	
3 児童, 生徒等に対する教育	
4 自動車運転者に対する教育	
5 船舶関係者に対する周知	
6 相談窓口の設置	

第1節 通 則

地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急的救助の措置について定めるものとし、その内容は以下の各節に定めるところによる。なお、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下本編において同じ。）相互の連絡調整についても定める。

(空 白)

第2節 地震発生前後・津波到達前の応急対策

市は、地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害対策本部等の組織の編成及び要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、県及び防災関係機関等との連携により、応急活動体制を速やかに確立する。

第1 組織・動員計画

1 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に係る総合調整は、呉市防災会議（以下「市防災会議」という。）において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、各部局の所掌事務に基づき行い、その総合調整は危機管理課において行う。

2 災害対策本部設置前の体制

(1) 災害注意体制（第2次防災体制）

ア 発令の基準

危機管理監は、次の場合で必要と認めたときには、災害注意体制（第2次防災体制）を発令する。

指令者	災害の種類	発令の基準
危機管理監	地震・津波	市内で震度4を観測した場合（自動発令）。
		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合。

イ 事務局

事務局は、危機管理課に置く。

ウ 廃止

災害注意体制（第2次防災体制）の廃止は、上記に係る要因がなくなると認めたとし、危機管理監が決定する。

エ 発令又は廃止の通知

災害注意体制（第2次防災体制）を発令又は廃止したときには、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、職員防災情報メール等により職員に伝達するほか、必要に応じて気象情報等を伝達する。

オ 対応

各部局は被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、災害警戒体制（第3次防災体制）の配備ができるよう準備を行い、事務局へ報告する。

また、危機管理課は、各部局の情報を取りまとめる。

カ 組織等

災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務は、市長が別に定める。ただし、定めのない事項については災害対策本部の分掌事務を準用する。

また、各担当課長は、情報を受けた場合は、その都度事務局に報告するとともに、定期的に状況報告を行う。

※ 災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

(2) 災害警戒体制（第3次防災体制）

ア 発令の基準

危機管理監は、次の場合で必要と認めるときには、災害警戒体制（第3次防災体制）を発令し、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

設置者	災害の種類	発令の基準
危機管理監	地震・津波	市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合。
		市内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生した場合。
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。
		市内で長周期地震動階級3を観測した場合。

イ 設置場所

警戒本部は、市役所本庁舎危機管理課に設置する。

ウ 事務局

(ア) 事務局は、危機管理課に置く。

(イ) 事務局の構成員は、危機管理課員及び関係各課（危機管理課長がその都度指定する。）からの派遣職員とする。

(ウ) 事務局は、警戒本部における迅速な意志決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）の分掌事務に準じた災害応急対策等に関する事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。

- | |
|-----------------------------|
| a 災害対策会議及び災害対策部長会議の開設及び運営 |
| b 気象情報及び被害情報の収集・伝達・集約・記録 |
| c 職員の動員状況及び関係機関との連携等初動体制の確立 |
| d 災害応急対策に係る指示・命令 |
| e 関係機関への協力要請・消防機関への応援要請 |
| f 応急・復旧対策等の検討 |

エ 廃止

警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなつたと認めるときとし、危機管理監が決定する。

オ 設置又は廃止の通知

(ア) 危機管理監は、警戒本部を設置する場合は、市長、副市長（以下「市長等」という。）に報告し、関係機関に通知するとともに、その旨を表示する。

(イ) 危機管理監は、警戒本部を設置又は廃止したときには、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、職員防災情報メール等により職員に伝達するほか、必要に応じて気象情報等を伝達する。

カ 警戒本部の任務

警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

キ 警戒本部の組織の構成及び分掌事務

警戒本部の組織の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 警戒本部長等

a 警戒本部長は、危機管理監とする。

警戒本部長は、警戒本部の事務を統括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策の実施事項について基本方針を決定する。なお、警戒本部長は、随時災害状況等を市長等に報告する。

- b 警戒副本部長は、総務部長とする。
警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、事故あるときはその代理を行う。
- c 警戒本部長は、災害の状況に応じて災害対策部長会議の開催を指示し、協議事項を審議する。

(イ) 組織等

警戒本部の組織及び分掌事務は、市長が別に定める。ただし、定めのない事項については災害対策本部の分掌事務を準用する。

また、各担当課長は、情報を受けた場合は、その都度事務局に報告するとともに、定期的に状況報告を行う。

※ 災害警戒体制（第3次防災体制）の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

ク 災害対策部長会議

- (ア) 警戒本部長は、災害の進展や被害の発生等に応じ、災害対策部長会議を招集する。
- (イ) 災害対策部長会議は、危機管理監、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長、消防局副局長その他関係部長をもって構成する。
- (ウ) 災害対策会議場所は、市役所防災会議室とする。
- (エ) 災害対策部長会議の協議事項は、次のとおりとする。

- a 職員の配備（動員を含む。）に関する事。
- b 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- c 警戒対策（応急対策を含む。）の実施に係る調整に関する事。
- d 災害対策本部に関する事。
- e その他必要な警戒対策に関する事。

ケ 災害対策会議

- (ア) 危機管理監は、災害の進展や被害の発生等に応じ、災害対策会議を招集する。
- (イ) 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長、危機管理監、消防長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。
- (ウ) 災害対策会議の会議場所及び協議事項は、災害対策部長会議を準用する。

(3) 緊急初動体制

ア 発令の基準

勤務時間外において、市域で震度5弱以上を観測したとき、又は広島県に津波警報が発表されたときは、自動参集する。

イ 対応

- (ア) 対応については、「呉市職員の休日等における地震発生時の初動対応マニュアル」による。
- (イ) 市域の被害状況及び参集状況により、所要の防災体制に移行する。

ウ 廃止

- 危機管理監は、次の場合に緊急初動体制を廃止する。
- (ア) 所要の防災体制に移行されたとき。
- (イ) 市域に被害の発生がなかったとき。

3 災害対策本部設置以降の体制

市は、総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めるときに災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき「呉市災害対策本部」を設置する。

(1) 発令の基準

市長は、次の場合又はそれに準じた状況で、総合的な対策を講ずるために特に必要と認めるときには、災害対策本部設置（第4次防災体制）を発令し、災害対策本部を設置する。

設置者	災害の種類	発令基準
市長	地震・津波	市内で震度6弱以上を観測した場合（自動発令）。
		市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生した場合。
		市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される場合。
		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合。
		気象庁が広島県に津波注意報、津波警報又は大津波警報を発表した場合（自動発令）。
		市内において長周期地震動階級3を観測し、相当の規模に及ぶ被害が発生又は発生するおそれがある場合。
		市内において、長周期地震動階級4を観測した場合。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所防災会議室に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては順次の施設に設置する。

- | |
|---|
| (1) 呉市消防局・西消防署庁舎
(2) つばき会館
(3) すこやかセンターくれ
(4) 中央公園代替施設 |
|---|

(3) 本部事務局

ア 本部事務局は、危機管理課に置く。

イ 本部事務局の構成員は、危機管理課員及び関係各課等からの派遣職員とする。

ウ 本部事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。なお、本部事務局の組織及び主な分掌事務並びに災害対策の概ねの着手時期は、市長が別に定めるものとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。

エ 本部事務局には、災害時において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市長が必要と認める場合は広報・報道班に広報を一元的に行う「報道担当監」を配置する。

※ 本部事務局の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

(4) 標識の設置

災害対策本部の標識は、災害対策本部室前に掲示する。なお、本庁舎以外は、危機管理監がその都度指示する。

(5) 廃止

本部長は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなると認められるとき。

イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置及び廃止したときの関係機関等への通知は、次のとおりとする。

- ア 県総合防災情報システム及び電話等により県に通知するとともに、関係機関に通知する。
 - イ 市防災会議委員等に電話等で通知する。
 - ウ 報道機関に公表する。
 - エ 危機管理監は、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、庁内放送、職員防災情報メール等により職員に伝達する。
 - オ 呉市防災会議委員、関係機関等へ通知する。
- ※ 呉市防災会議委員、関係機関等の通知先及び方法については、「資料編」参照

(7) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的な体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を行う。

(8) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法第23条及び呉市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

※ 呉市災害対策本部条例については、「資料編」参照

ア 本部長等

- (ア) 本部長は、市長とし、副本部長は副市長をもって充てる。
- (イ) 本部長は、本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策の実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐し、事故あるときはその職務を代理する。
- (エ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。
 - a 第1順位の副市長
 - b 第2順位の副市長

イ 本部長付

- (ア) 本部長付は、危機管理監、消防長、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。
- (イ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、各対策部長とする。ただし、消防対策部、上下水道対策部及び教育対策部は部長付担当職のうちの上席の者とする。
- (イ) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行する。

エ 部長付、班長、班員

- (ア) 各対策部の部長付、班長、班員（以下「部長付等」という。）は、「呉市災害対策本部の機構及び分掌事務」に掲げる次の者をもって充てる。
 - a 部長付 部長付担当職
 - b 班長 班長担当職
 - c 班員 構成員

(イ) 部長付等は、各対策部の本部員の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、災害応急対策に当たる。

オ 本部連絡員

- (ア) 本部連絡員は、各対策部に各対策部長が指名する職員1名を置く。
- (イ) 本部連絡員は、当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告、本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局の部長付等への伝達を行う。

カ 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期は、市長が別に定める。

※ 災害対策本部の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

(9) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を協議するために、必要があると認めるときは、随時災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成する。

イ 本部会議の報告事項及び協議事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 体制に関すること。 (イ) 避難指示に関すること。 (ロ) 職員の応援に関すること。 (ハ) 自衛隊の派遣要請依頼及び応援部隊の受入れに関すること。 (ニ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 (ホ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。 (ヘ) 激甚災害の指定の要請に関すること。 (ヘ) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 (ケ) 応急公用負担に関すること。 (コ) 被災住民等に対する支援策に関すること。 (ク) 救援物資及び義援金の募集及び配分に関すること。 (ク) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。 (ケ) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。 (セ) その他各部局から特に申し出のあった事項に関すること。 |
|---|

ウ 関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関、医療機関その他関係機関に対し、職員の本部会議への出席を要請することができる。

エ 本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内LAN等により会議終了後、速やかに全職員に周知する。

(10) 平常業務の取扱い

ア 平常業務は、原則として必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が沈静するまで停止する。

ただし、災害の状況により各部局等の長が可能と認める場合は、この限りでない。

イ 災害時において継続すべき必要最小限の市民サービス業務について、各部局等の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

(11) 現地災害対策本部

本部長は、災害の発生場所が特定の地域に限られた場合などにおいて、応急対策上必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、被災地域の市民センター又は災害対応に必要な箇所へ現地災害対策本部を設置する。

4 動員計画

(1) 動員の基準

ア 動員基準

職員の動員は、災害注意体制（第2次防災体制）、緊急初動体制、災害警戒体制（第3次防災体制）又は災害対策本部設置（第4次防災体制）の発令に応じて、次の基準により、各部局等の長が行う。ただし、災害の種別、規模及び程度によっては、この基準以外の部課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

【動員基準】

動員体制の種別	発令の時期	動員職員数	動員場所
災害注意体制時の配備体制	災害注意体制（第2次防災体制）が発令されたとき。	所属長が定める職員数	原則として勤務場所（例外）災害現場又はあらかじめ指定された場所
緊急初動体制	勤務時間外に、市域で震度5弱以上を観測したとき、又は広島県に津波警報が発表されたとき。	「呉市職員の休日等における地震発生時の初動マニュアル」に定める職員数	
第1配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制）が発令されたとき。	市長が別に定める	
第2配備体制	災害対策本部設置（第4次防災体制）が発令され、災害の発生が市域の一部等である場合で、次に該当するとき。 ・被害の程度が相当規模に及ぶおそれがあり、災害予防及び応急対策等を総合的に実施する必要がある場合。 ・被害の規模及び範囲から特に災害予防及び応急対策等を総合的に実施する必要がある場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。		
第3配備体制	災害対策本部設置（第4次防災体制）が発令され、災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、次に該当するときで本市の力をあげて対応する必要があるとき。 ・災害の発生が全域にわたる場合。 ・局地的ではあるが被害が特に甚大である場合。 ・市内を含む地域に特別警報が発表された場合 ・その他市長が必要と認めたとき。		

※ 所管する部課長等が災害の状況により人員の増減を行った場合は、総務対策部又は人事課に報告を行う。

※ 動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

※ 動員職員数等については、「資料編」参照

イ 動員名簿の作成及び職員への周知

各課長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に「非常登庁職員名簿」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

また、作成した名簿は、人事課長に提出する。

ウ 非常登庁職員名簿等の作成

人事課長は、次の名簿を作成し、危機管理課及び人事課に備える。

名簿名	記載内容
非常登庁職員名簿	体制区分ごとの動員数、補職名、氏名、住所、電話番号、性別
避難所配置職員名簿	地区名、避難所名、施設電話番号、所属、氏名、所属電話番号、担当別（総括・開設担当、広報・連絡担当、支援担当）
市民センター応援職員名簿	市民センター名、氏名、所属、役職

(2) 動員の方法

ア 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより、動員したものとみなす。動員対象者が休務の場合にあっては、各自が呉市職員防災メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。なお、市長が必要と認めて体制を発令した場合にも、各部局からの連絡を受けて参集する。

イ 勤務時間外の場合

動員対象者は、各自が呉市職員防災メール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する震度や警報等を確認し、市域で震度5弱以上を観測したとき、若しくは広島県に津波警報又は大津波警報が発表された場合は自動参集する。

また、体制発令の伝達に併せて各部局からの連絡を受けて参集する。

(3) 勤務時間外における動員の場所及び任務

原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、所定の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋りょうの落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定した場所に参集できないときは、最寄りの市民センター等の公共施設に参集した後、所属の部局の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(4) 動員の報告

各部局の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を危機管理課に連絡する。なお、連絡方法は原則として呉市防災情報システムによるものとする。

第2 災害情報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報管理体制の確立

(1) 市の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

県防災行政無線、市防災行政無線及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合は、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じる。

イ 情報管理手段の確保

市防災行政無線のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、NTT災害用伝言ダイヤル、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ウ 移動無線局の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、中国地方非常通信協議会に対し、関係機関に常備している移動用無線局の派遣を要請する。

エ 県防災情報システムの活用

常時システムの防災端末を立ち上げられるようにしておき、被害情報の収集、県等との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。

(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能なシステム又は無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

2 地震・津波情報の収集及び伝達

(1) 津波に関する予報及び警報

※ 市内の地震動等の観測施設、気象庁本庁及び広島地方気象台が発表する地震・津波に関する情報、同情報の種類と内容、津波予警報の発表基準・解説・予想される津波の高さ等については、「資料編」参照

ア 津波による災害の発生が予想される場合に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を該当予報区に発表する。

また、津波による災害が起こるおそれがない場合には津波予報を該当予報区に発表する。なお、市には広島地方気象台から広島県を經由して伝達される。

イ 津波警報等の発表区域

日本の沿岸を原則として都道府県程度に区分した、66の津波警報等の発表区域に分けられている。広島県は全県が1つの発表区域であり、発表区域名称は「広島県」である。

ウ 津波に関する予報及び警報の種類と内容

(ア) 種類

a 津波警報・注意報

津波による災害が予想される場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震は最速2分以内）を目標に発表する。

b 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

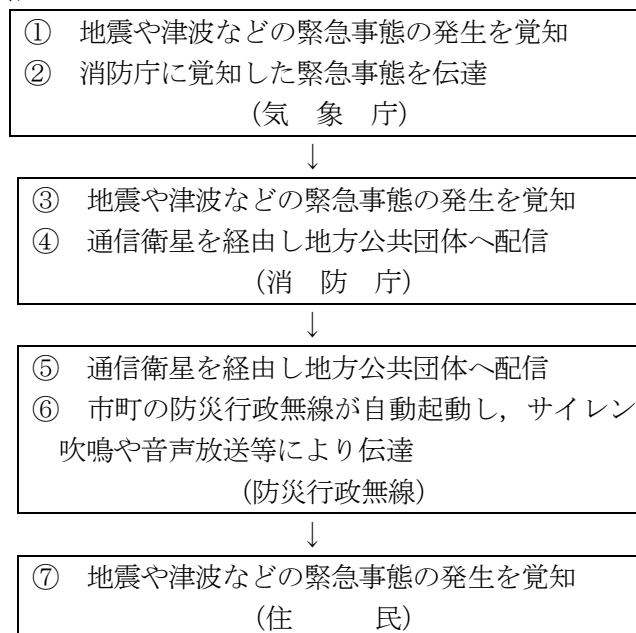
c 津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合に発表する。

エ 気象庁及び消防庁による全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した情報伝達

津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を利用して国（消防庁）から直接市町等に情報を送信し、防災行政無線を自動起動して住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

(イ) 情報伝達の経路



(イ) 防災行政無線による放送内容等

地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を気象庁が発表する。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

放送の種類	警報音	放送内容
緊急地震速報 (推定震度5弱以上)	チャイム音	緊急地震速報。 地震です。地震です。 ×3回
震度速報 (震度5弱以上)	なし	震度5弱の地震が発生しました。 火の後始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 ×3回
大津波警報	サイレン音	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。 ×3回
津波警報	サイレン音	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。 ×3回
津波注意報	サイレン音	津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。 ×3回

(ウ) 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報 (警報)	地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。
(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。	

オ 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

(ア) 種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

(イ) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上(※1)の地震(※2)が発生1カ所以上のひずみ計(※3)での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※4)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※2)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

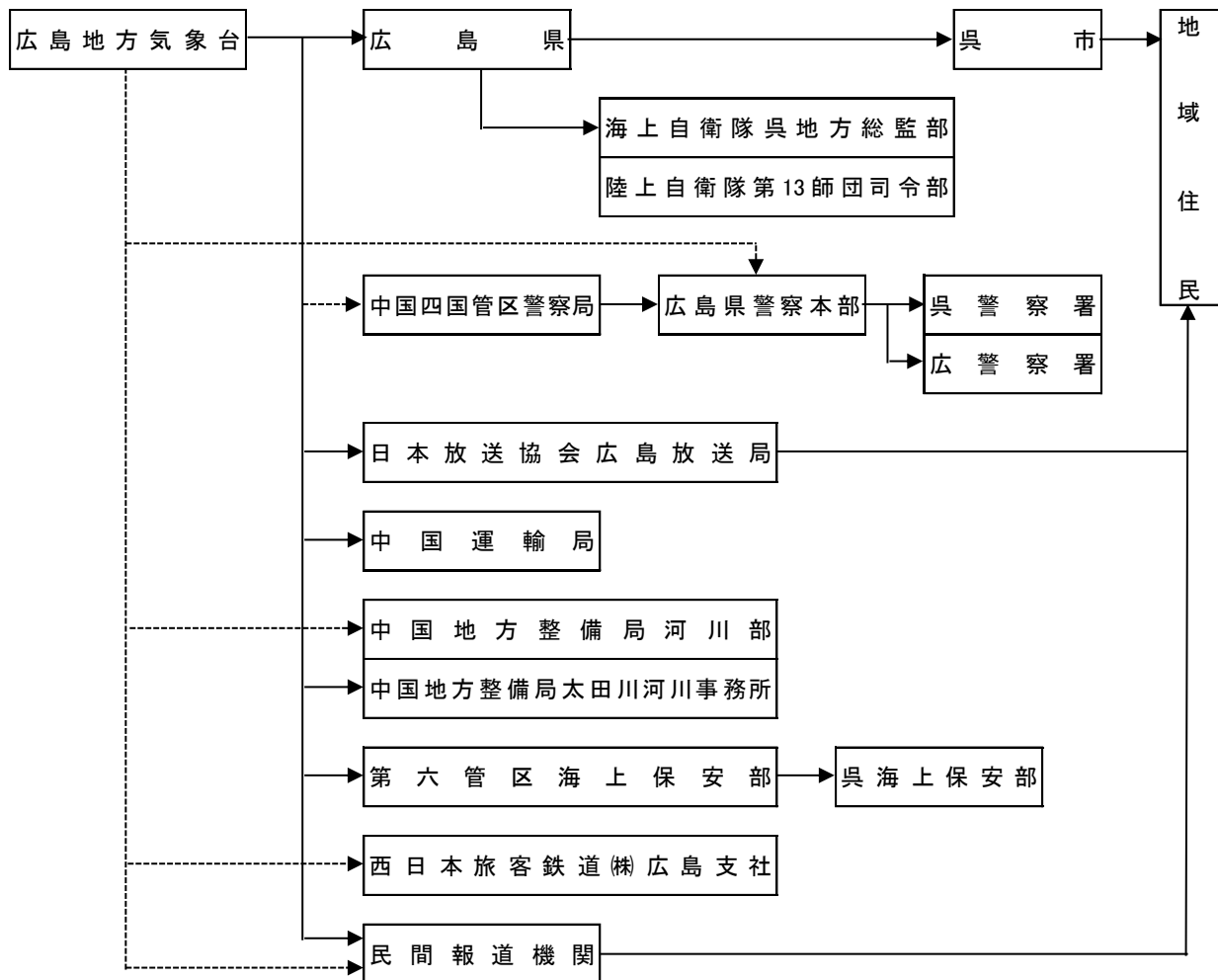
※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

(2) 津波警報等の伝達

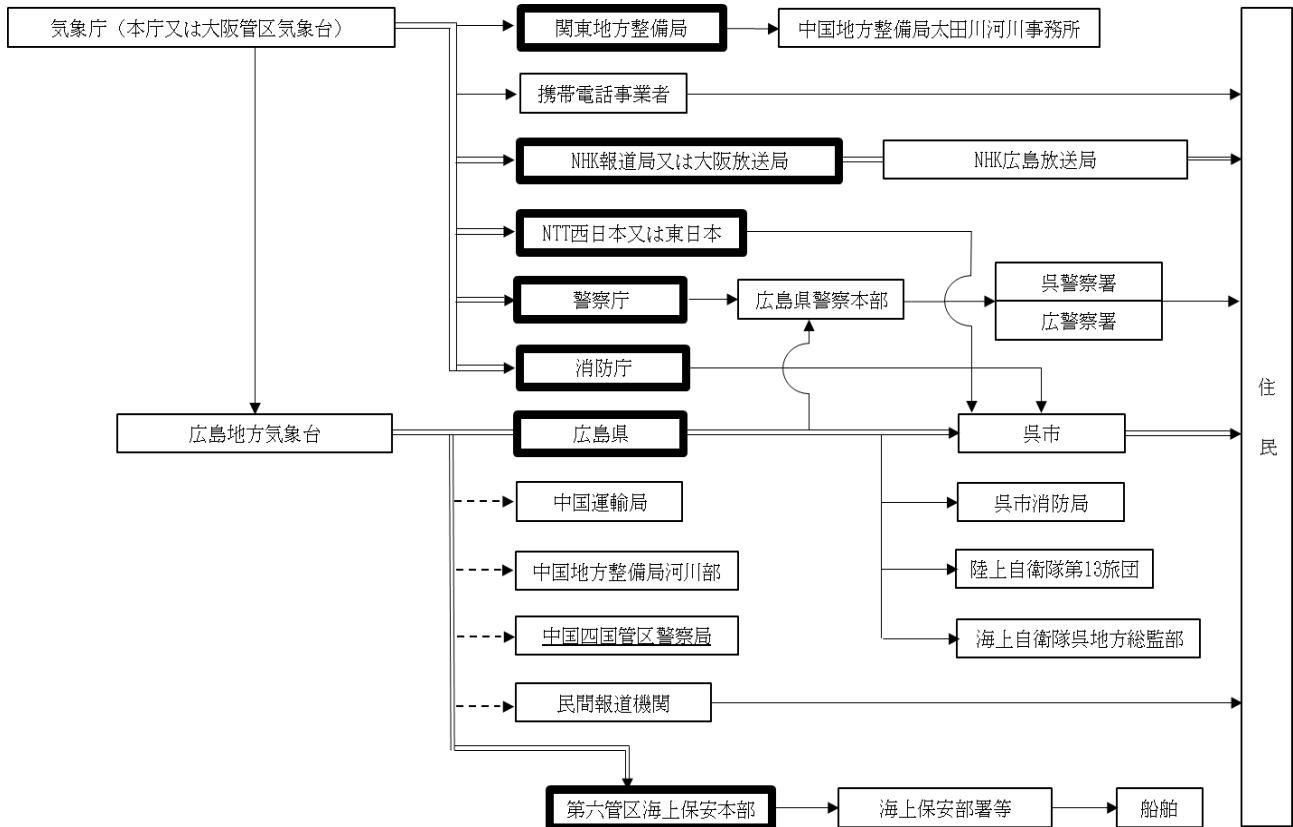
ア 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(注)

- ① 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう)
- ② 民間報道機関は、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、(株)テレビ新広島、広島エフエム放送(株)、(株)中国新聞社である。

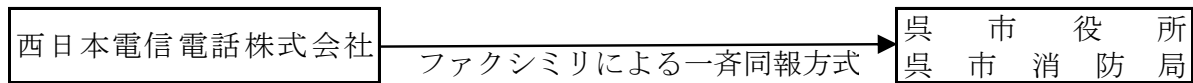
イ 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- ・ 太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・ 二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・ NHK 広島放送局は津波警報が発表された時に、「緊急警報信号」を発信する。
- ・ NTT 西日本又はNTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。
- ・ 広島地方气象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

ウ 西日本電信電話株式会社

広島地方気象台等から通知を受けた警報は、次の経路により津波警報を呉市及び呉市消防局に伝達する。



(5) 地震及び津波に対する措置及び情報の伝達

ア 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波警報等の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるため、市は、震度4以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

- (ア) 津波警報等関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は水防対策要員等が海面の状態を監視する体制を確立するものとする。
- (イ) 市に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、危機管理課又は消防局警防課において地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取する。

イ 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール等で、住民等へ伝達する。

ウ 住民等への情報伝達

市は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるよう努めるものとする。

この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

- (ア) 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、インターネット、防災情報メール、緊急速報メール等により伝達するとともに、支援者等による情報伝達体制を構築する。
- (イ) 観光施設、宿泊施設等の施設管理者及び屋外にいる者に対しては、防災行政無線、広報車、サイレン、緊急速報メール等により伝達する。

エ 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

呉海上保安部へ依頼し、伝達を行うものとする。

オ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。

したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して、次の措置をとるよう要請することにして、津波避難誘導計画を策定する。

- (ア) 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。
- (イ) 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。
- (ウ) 避難できない小型船舶については、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (エ) 津波が到着までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は時間的余裕のある場合のみ行う。）

※ 津波に対する船舶対応表については、「資料編」参照

カ 情報の伝達方法

津波警報等及び情報の伝達手段として、防災行政無線（同報系 全国瞬時警報システムによる伝達など）、サイレン、インターネット、アマチュア無線等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう、誘導表示板の設置等避難場所、避難路の周知を図るものとする。

この場合において、避難行動要支援者となりうる者に対する伝達について十分考慮するものとする。

3 被害情報等の収集及び伝達

(1) 災害通信計画

災害発生の情報収集は、住民からの通報、各対策部による情報収集が主なものとなるが、そのために、公衆電気通信施設、専用電話施設及び無線通信施設などの非常通信を確保し、有効かつ総合的な運用を図るものとする。

ア 重要通信の使用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」等の承認を受けておくものとする。

また、「災害時優先電話」等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
災害時優先電話	「116」	116センター
非常電報・緊急電報	「115」	電報センター

イ 非常通信の利用

(7) 特設公衆電話（無償）の設置及び使用の連絡

避難場所等において、災害救助法等の適用時に使用する特設公衆電話を設置するよう努める。

また、災害救助法等適用時に避難場所等に設置している特設公衆電話を使用する場合には、NTT西日本に承諾を得るものとする。

要請先	応答先
082-511-1377	NTT西日本中国支店災害対策室

(4) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有償）をいう。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
臨時電話等	「116」	116センター

※一般の電話申込みもこの番号

(7) 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電話番号
(株)ドコモCSモバイルレンタルセンター	0120-680-100

(エ) 発災後、直ちに庁内、庁外有線通信施設の異常の有無を確認するものとする。

(オ) 公衆電気通信施設が、通信網の切断、電話の輻輳等により使用が困難となった場合は、応急対策責任者と協力し、臨時電話の増設により公衆電気通信施設の早期復旧に努めるものとする。

ウ 無線通信の使用

(7) 有線通信系統が途絶した場合は、携帯電話、携帯無線、防災行政無線、アマチュア無線等の無線通信施設を活用するものとする。

(イ) 無線施設は、有線通信系統が途絶した場合は、唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び応急復旧については特に重点を置くものとする。

(ウ) 呉市役所に次のアマチュア無線局を開局し、他のアマチュア無線局の協力を得て情報収集に努めるものとする。

呉市役所ハムクラブ	コールサイン	設置場所
	JA4YOF	呉市中央4丁目1-6 9階

エ 防災関係機関の報告及び連絡

災害応急対策実施責任者は、市の区域内における所管施設に関する被害状況、災害に対して既にとった措置、災害に対して今後とろうとする措置その他必要事項について、本部事務局（25-3326）に連絡するものとする。

本部事務局は、災害情報の連絡を受けた場合で対策を要するものについては、関係各班又は災害応急対策責任者に通報し、応急対策を依頼するものとする。

(2) 被害の調査・報告

ア 調査対象

被害の調査に当たっては、人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物等（家屋、土地及びこれら以外の物）の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

イ 調査実施者

(7) 被害調査は、原則として市において行う。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で市において調査不能な場合は、県等に応援を求める。

(4) 被害調査は、財務対策部を担当部局とし、各対策部は、自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し、呉市防災情報システム等により被害状況を逐次、災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。

ウ 調査の実施時期等

(7) 災害の発生についての通報を受けた場合、直ちに応急対策実施上の基礎となるため、できる限り短時間にその概況を調査する。ただし、短時間に詳細を調査することが可能である場合はこの限りでない。

(4) 災害発生後の状況に変化がある場合は、諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、可能な限りその都度調査を行う。

(7) 災害が終了し、その被害が確定していないものや新たに被害の通報を受けた場合は、調査を行う。

(4) 被害調査は、応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるため、正確を期す。

エ 報告

(7) 警戒本部設置時の報告

a 警戒本部への報告

部局等の長は、把握した情報を呉市防災情報システム等により迅速に危機管理課長に報告する。

- (a) 災害の原因
- (b) 災害が発生した日時
- (c) 災害が発生した場所及び地域
- (d) 被害状況（人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物等（家屋、土地及びこれら以外の物）等）
- (e) 災害に対して既に行った措置
- (f) その他必要な事項

b 県への通報

部局等の長は、必要に応じ県の関係課及び出先機関へ必要事項を遅滞なく連絡するものとする。

(イ) 災害対策本部設置時の報告

a 災害対策本部への報告

各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、呉市防災情報システム等により把握した範囲内で迅速に本部長に報告するものとする。

- (a) 応援措置の状況
- (b) 現地活動の問題点
- (c) 災害に対して今後採ろうとする措置
- (d) その他必要な事項

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、各対策部から寄せられる情報の取りまとめ、各対策部への必要な指示、その他必要な事項を行うものとする。

b 県への報告及び通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害情報報告を行う。市からの報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

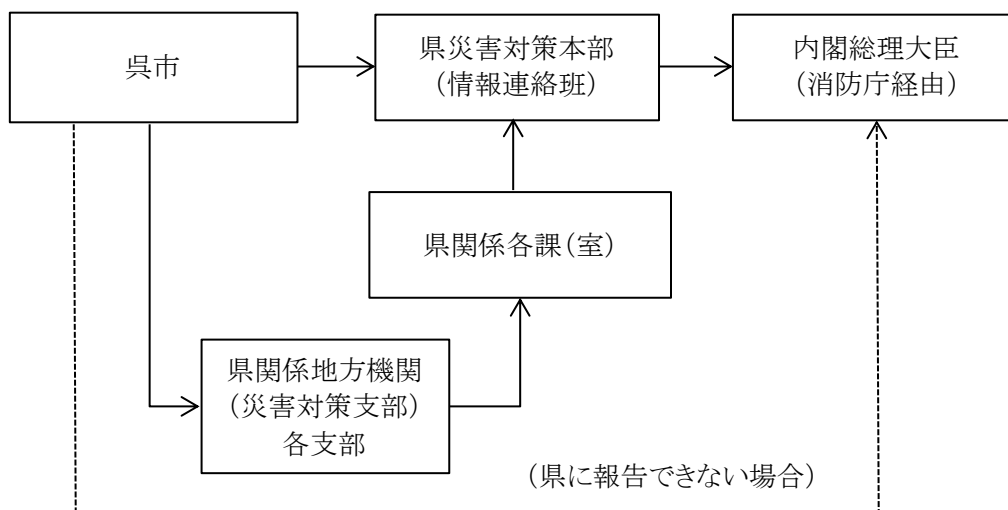
市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(a) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

① 伝達経路

災害発生の報告及び通報は、次の経路で行う。



※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。

【総務省消防庁】

		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

【総務省消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	電話	03-5253-7510	
	FAX	03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49175	
	FAX	77-048-500-90-49036	

② 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、所定の様式により行う。

※ 報告の様式については、「資料編」参照

③ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。この場合、即報の迅速性を確保するため、市消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で報告するものとする。

④ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

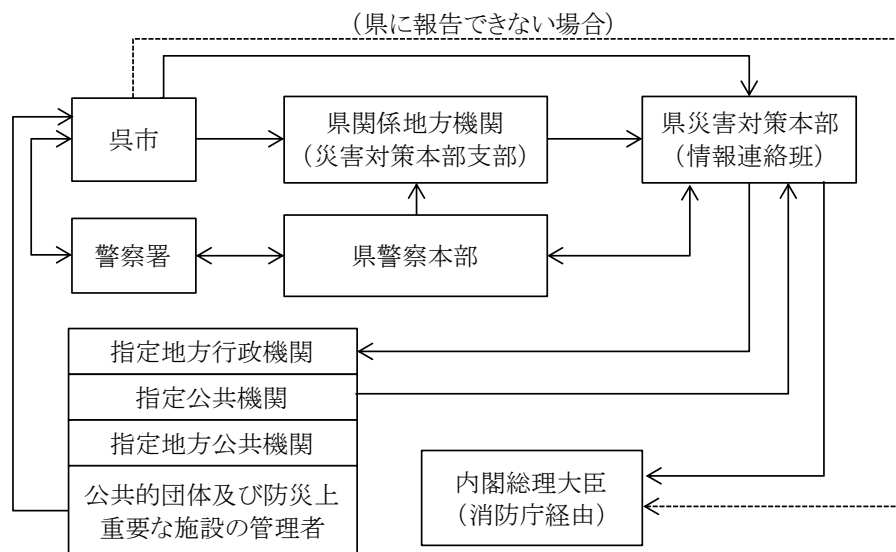
市が県に報告ができない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(b) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

① 伝達経路

被害情報報告及び通報は、次の経路により行う。



※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。

② 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

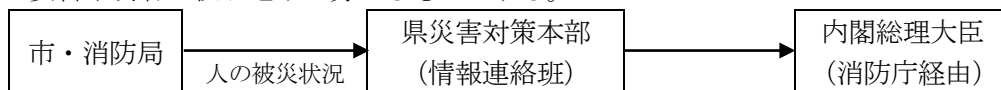
また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

③ 人の被害についての即報

市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達するものとする。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うことから、市は関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行うものとする。

また、市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携し、県が実施する安否不明者の氏名等の公表後の安否情報の収集・精査に協力することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



第3 住民等の避難誘導等に関する対策

地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となっていく応急対策の中でも最も重要な計画である。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の伝達や避難誘導は、防災関係機関、自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。

避難誘導に当たっては、高齢者・障害者等の要配慮者の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、一時避難場所、広域避難場所等を利用した多段階避難を行うことも検討する。なお、観光地・大型店舗等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切な避難の指示の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

1 要避難状況の把握活動の早期実施

(1) 人的被害の発生するおそれが高まり、要配慮者のうち避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬ段階には、避難所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）し、それ以外の者は家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するための高齢者等避難を発令する。

(2) 避難措置実施者は、災害の危険がある場合に時機を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置を行う。

この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、自衛官、知事等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じるものとする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きくなるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波への自衛措置

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震発生とともに地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

市のとるべき措置	<p>ア 全国瞬時警報システムにより津波予報が防災行政無線(同報系)で放送されたときは、住民、滞在者などに直ちに沿岸部や浸水が想定される平坦地から退避し、急いで安全な山、高台、一時避難施設などの安全な場所に避難するよう防災行政無線(同報系)、防災情報メール、緊急速報メール、市広報車などにより避難指示を伝達する。</p> <p>イ 津波予報の伝達は、ラジオ、テレビ等の放送によっても行われるので、発震後も継続して放送を聴取し、津波警報が発令されたときは、住民、滞在者等に対して直ちに避難のための立退きを指示する。</p> <p>また、県、警察などから津波警報が伝達された場合も同様とする。</p> <p>ウ 津波予報及び避難の指示の伝達に漏れがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の沿岸部において、行楽、工事、行事などにより人が集まる場所は、各種施設等の管理者、事業者等の協力体制を確立する。</p>
海上保安部等のとるべき措置	<p>ア 海上保安部は、津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため、必要に応じて入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。</p> <p>イ 入港中の船舶所有者等は、津波対策として大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講じる。</p>
関係住民のとるべき措置	<p>地震発生後、沿岸や浸水が想定される平坦地の住民等は、窓を開けて防災行政無線による放送を聴取するとともに、あわせてテレビやラジオの放送も聴取し、直ちに山、高台、一時避難施設などの安全な場所に避難できるよう備える。</p>

(2) 被災建物からの避難

地震により被災した建物・宅地の応急危険度判定は、担当対策部が速やかに実施し、避難の要否を判断するよう努める。

また、避難先となる避難所については、避難所配置職員若しくは担当対策部により早急を実施し、余震等に対する安全性を判断する。

(3) 火災、危険物等からの避難

同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合は、消防対策部と協力して状況を的確に把握し、避難の必要を認める場合には、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講じる。

(4) 土砂災害からの避難

地震に伴う土砂災害、崖崩れ等が発生する危険性の高い地域（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等）において避難を要する場合が想定されるため、当該地域の状況を的確に判断し、避難の必要性を認める場合には必要な対策を講じる。

3 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難指示等を行う。

避難指示等の実施責任者及びその時期については、次のとおりとする。

【高齢者等避難の発令権者及び時期】

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長	災害対策基本法第56条	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これら以外の者は、家族等の連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	知事に報告（窓口：県危機管理監）

【避難指示・緊急安全確保の発令権者及び時期】

指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
市長	災害対策基本法第60条第1項、第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退き指示、立退き先の指示、緊急安全確保を指示	知事に報告（窓口：県危機管理監）
知事（委任を受けた吏員）	災害対策基本法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条	全災害 市長が避難のための立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示	市長に通知（市長は知事に通知）

指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
警察官	警察官職務 執行法第4 条	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時に特に緊急を要する場合。	危害を受けるおそれのある者	避難の措置(特に緊急を要する場合)	
海上保安官	災害対策基 本法 第61条	全災害 市長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示	市長に通知(市長は知事に通知)
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に緊急を要する場合。	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限る災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事(その命を受けた県職員)	地すべり等 防止法 第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事(その命を受けた県職員)、水防管理者	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」による。

(3) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対して避難措置を実施する。なお、避難指示等を行う場合は、次の事項を明らかにして必要と認める地域の居住者・滞在者等に周知する。

- | |
|---|
| (ア) 避難対象地域（地区名等）
(イ) 避難の理由（危険の状況）
(ウ) 避難先
(エ) 避難経路
(オ) その他必要な事項 |
|---|

また、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む。）ことを指示することができるものとする。

イ 避難対策の助言・通報・報告等

- (ア) 市長は、避難指示等を行う場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めるものとする。
- (イ) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難所の施設管理者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (ウ) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（危機管理監，県災害対策本部設置時は本部情報連絡班）に報告する。
- (エ) 避難の必要がなくなったときは、必要と認める地域の居住者・滞在者等に周知するとともに、県に報告しなければならない。

(4) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者等が要配慮者であることを考慮し、入院患者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の避難対策を実施する。

市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力をを行う。

ア 避難体制の確立

- (ア) あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- (イ) 特に休日、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、福祉保健部又は消防機関への通報連絡や入院患者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。
- (ウ) 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入院患者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制の確立

災害に備え整備されている非常通報装置等や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間や市と施設間等の緊急連絡体制を確立する。

(5) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設等における避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力をを行う。

ア 避難体制の確立

- (ア) あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- (イ) 特に休日、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関への通報連絡や人間の行動、心理の特性に配慮した安全な避難誘導を行う。

イ 緊急連絡体制の確立

施設管理者は、消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な関係機関等に対する緊急連絡体制を確立する。

(6) 車両等の乗客の避難措置

ア 公共交通機関の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。

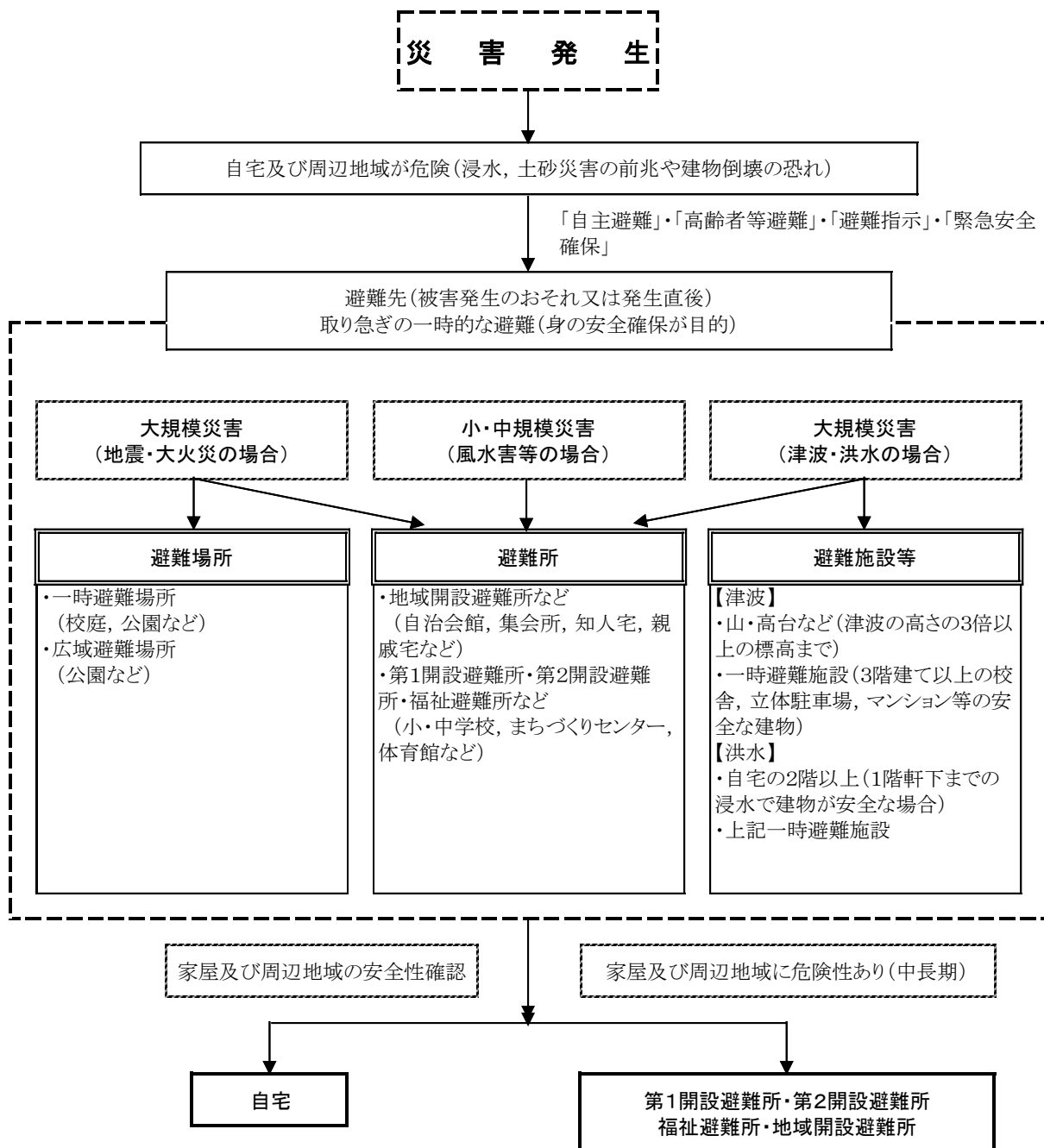
イ 天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対して速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(7) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会・教育施設管理者等において別に定める。

【避難の流れイメージ図】

(風水害を含む。)



4 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は、次のとおりとする。

広報車による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。
個別巡回による伝達	市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイクなどを使用して口頭により伝達する。 なお、必要があるときは、各家庭を個別訪問して伝達する。
自治会への伝達	確実に情報伝達を行うために、関係する自治会等に避難の指示に関する情報を電話・FAX等により伝達し、住民への周知を要請する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）等により、避難情報等の伝達を行う。
無線通信・有線通信設備等の活用	防災行政無線及び有線放送を活用して伝達する。
信号等による伝達	高齢者等避難 サイレン(約5秒間)→休止(約6秒間)→サイレン(約5秒間)→休止(約6秒間)→サイレン(約5秒間) ※放送後サイレンが3回鳴ります
	避難指示 サイレン(約1分間)→休止(約5秒間)→サイレン(約1分間) ※放送後サイレンが2回鳴ります

(2) 関係機関への報告・情報提供

ア 避難指示等を行った場合

災害対策基本法第60条第4項の規定により、次の要領に基づき知事に報告する。

(7) 提出先

危機管理監（県が災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(1) 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

また、広島県防災情報システムに避難状況を入力すること。

(2) 報告事項

- | |
|--|
| a 指示した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員数、指示した立退き先、日時 |
| b 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時 |

イ 避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

(7) 提出先

前アに同じ。

(1) 報告方法

開設後、直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

また、広島県防災情報システムに避難所状況を入力すること。

(2) 報告事項

避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、妊産婦、外国籍住民等の要配慮者への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努めるものとする。

(4) 洪水・高潮の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内等にある要配慮者関連施設の利用者への避難指示等の伝達方法

土砂災害により要配慮者が利用する施設への避難指示等の伝達方法は、本節第1「3 避難指示等の伝達」に定めるところによる。

(5) ペットとの同行避難が難しい方の避難措置

市は、ペットとの同行避難が難しい方が避難を躊躇し被災することを防ぐため、避難所でのペットの受入れが難しい場合に、動物病院等の一時預かり先について、県に關係機関との調整を要請する。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

ア 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。

イ 市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第73条第1項）。なお、警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

実施責任者	措置する場合	措置の内容	関係法令等
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域からの退去を命令。	消防法 第28条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法 第28条第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第21条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	水防法 第21条第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者（市長）	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫したとき。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法 第29条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時に特に緊急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第94条

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

ア 実施に当たっての基準

- (ア) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
- (イ) 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。
- (ウ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

イ 実施方法

- (ア) 市長等が警戒区域を設定したときは、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び当該区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。
- (イ) 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受入れを行う。

6 避難の誘導等

(1) 避難誘導の実施

地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団、自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導体制の確立	<p>ア 避難場所や避難所が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車・船舶等を活用し、早急に集団避難できるよう努める。</p> <p>イ 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意志をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。</p>
避難経路	<p>ア 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所や避難所への避難経路の周知・徹底を図るよう努める。</p> <p>イ 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状態を検討し、浸水や斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。</p>
避難順位	<p>ア 避難誘導は原則として高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>イ 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。</p>
携帯品の制限	<p>ア 携帯品は、必要最小限の飲料水、食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品とする。</p> <p>イ 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。</p>
危険防止措置	<p>ア 避難所の開設に当たっては、市避難所配置職員等は避難場所の管理者等の協力を得て、二次被害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>イ 避難経路の危険箇所には、標識、警戒ロープ等の設置や誘導員の配置を行う。</p> <p>ウ 避難者の携行品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、避難者はその誘導に従うようにする。</p>
避難者の移送	<p>ア 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所の受入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区に移送する。</p> <p>イ 避難者を他地区へ移送等する場合、必要と認める場合には、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力依頼する。</p>

※ 多段階避難の実施

地震発生直後は、住民は自宅や職場にいたことが危険であると判断した場合は、直近の一時避難場所、広域避難場所等に避難し、余震や火災の状況などの様子を見ることになる。

また、一時避難場所等に市街地の火災により延焼の危険が認められた場合には、自らの判断又は消防団、自治会、自主防災組織等の誘導により、広域避難場所に避難する。

延焼危険などが収まり、緊急の危険がなくなった場合には、住民自身の住家、職場等の倒壊・焼失等により生活の場を失った住民等は、広域避難場所から最寄りの第1開設避難所等の避難者が生活する避難所へ避難する。

(2) 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう、住民に対し呼びかけを行う。なお、自主避難の呼びかけの際には、上記以外に次の点に留意して行うものとする。

自主避難の避難所	<p>ア 自主避難する者は、親戚宅、知人宅の他、地域開設避難所に避難するよう努めるものとする。この際、避難先の安全性が確認できない場合は、危機管理課に問い合わせること。</p> <p>イ 各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と協議し、災害の状況（気象条件等）、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。</p>
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。可能であれば、寝具等の持参も要請する。
自主防災組織、自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、自治会等に対し移送を要請する。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

避難誘導の実施に当たって、その他の留意事項は次のとおりとする。

要配慮者の事前の避難誘導・移送	<p>(1) 地域に居住する要配慮者については、事前に把握された居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。</p> <p>(2) 自力で避難できない要配慮者に対しては、自主防災組織、自治会、その他団体等の協力を得るなどにより地域ぐるみで安全の確保を図る。</p> <p>(3) 状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。</p>
避難が遅れた者の救出等	避難が遅れた者を市において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受入れを図る。

第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画（ヘリコプターの災害応急対策を含む）

大規模災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

第1 広域相互応援計画

1 災害情報・被害情報の収集・分析

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。なお、応援要請に当たっては、次の事項を要請先に示して行う。

- | |
|----------------|
| (1) 応援を必要とする理由 |
| (2) 作業内容 |
| (3) 従事期間 |
| (4) 従事場所 |
| (5) 人員 |
| (6) 集合場所 |
| (7) その他参考となる事項 |

2 市における相互応援協力

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、県及び県内の隣接市町との間で応急措置の実施について「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき応援要請を行う。

※ 災害時の相互応援に関する協定書及び応援要請の際の連絡先については、「資料編」参照

【応援要請上の留意事項】

応援種類	(ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供 (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供 (ロ) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資器材の提供 (ハ) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援 (ニ) 被災者を一時収容するための施設の提供 (ホ) その他特に要請のあった事項
応援要請の手続き等	応援を受けようとする場合は、原則として次のことを明らかにして、県又は市町の連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出する。 (ア) 災害の状況 (イ) 物資等の品名、数量等 (ロ) 職種別人員 (ハ) 収容を要する被災者の状況及び人数 (ニ) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路 (ホ) 応援を必要とする期間 (ヘ) その他必要な事項

イ 被害が大規模となり、応援が必要と判断される場合、隣接市町村以外の市町の応援について県に対して応援要請又は県内市町の応援の調整を要請する。

また、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

※ 災害時の相互応援に関する協定書については、「資料編」参照

(2) 防災関係機関相互の協力

県、指定地方公共機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等は、次のとおり相互に協力又は支援を行う。

- ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は支援を行う。
- イ 各機関の協力業務の内容は、共通編総則「第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。
- ウ 各機関相互の協力が円滑にできるよう、事前に協議を行っておく。
- エ 各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結し、平常時から担当部署の指定、体制の整備等に努める。
- オ 防災関係機関が災害応急対策を実施する際に、各機関が県外からの必要な応援要員等を派遣する場合、市長は、これらの要員や資器材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、次節以降に示す。

(4) 他機関への出動

ア 公共機関及び重要な施設の管理者等から職員、消防団等の出動要請があった場合は、市長は状況を判断し、必要があると認めるときは、職員、消防団員を出動させることができる。

イ 近隣市町からの応援要請については、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成8年締結）に基づき、市長はやむを得ない事情がある場合を除き、これに応ずるものとする。

また、知事の指示に基づく近隣市町への応援出動についても、市長はやむを得ない事情がある場合を除き、これに応ずるものとする。

ウ 市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地に応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の派遣に努めるものとする。なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応能力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

※ 災害時の相互応援に関する協定書については、「資料編」参照

3 消防における相互応援協力**(1) 県内消防本部の応援**

ア 消防相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合は、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

※ 災害時の相互応援に関する協定書及び応援要請の際の連絡先については、「資料編」参照

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

ウ 応援要請上の留意事項

(7) 要請の内容

応援要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状

況把握が困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- a 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）応援要請の理由
- b 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- c 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- d 市への進入経路及び結集場所（待機場所）
- e 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(イ) 応援消防隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、消防局は次に示す体制を整える。

ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。

- a 消防隊の誘導方法
- b 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- c 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(2) 広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づく応援

ア 市長は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震などの災害で航空機の特徴を十分に発揮することができる災害が発生した場合には、広島県及び広島市との間において締結した広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づき、広島県知事又は広島市長に対し、次の活動について航空機の応援要請を行うものとする。

- (ア) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (イ) 救急・救助活動
- (ウ) 救援隊・医師等の人員輸送
- (エ) 救援物資・資器材等の搬送
- (オ) 林野火災における空中消火
- (カ) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

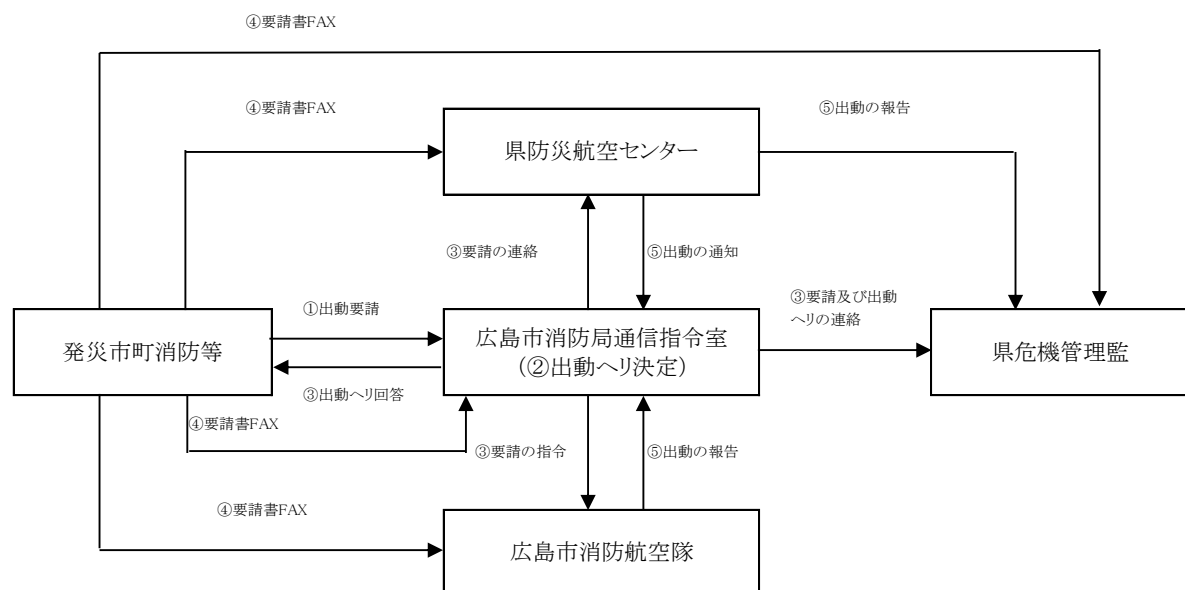
※ 広島県防災ヘリコプター応援協定書及び広島県内航空消防応援協定書については、「資料編」参照
イ 活動拠点の確保

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に、ヘリコプター緊急離着陸場を計画的に整備する。

※ ヘリコプター緊急離着陸場については、「資料編」参照

ウ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援協定に基づく応援

ア 消防長は、市域内において大規模特殊災害が発生し、県及び広島市のヘリコプターに加えて、他の都道府県又は市町村のヘリコプターの要請が必要となった場合には、消防組織法第44条の規定に基づき他の都道府県又は市町村に対し、ヘリコプターを要請する。なお、ヘリコプターの要請を行うときは、県防災航空センターに調整を依頼する。

イ 対象とする大規模特殊災害

対象とする大規模特殊災害は、次のとおりである。

(ア) 大規模な地震、風水害等の自然災害
(イ) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

ウ 要請手続き及び費用負担等

要請手続き及び費用負担等は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年消防救第61号)に定めるところによる。

※ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・実施細目については、「資料編」参照

(4) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

(ア) 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救助、救急等を行うために、高度な資器材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、消防庁長官に対して直接要請を行う。
(イ) 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に緊急消防援助隊の応援の要請を行う。
(ウ) 知事は要請に当たり、事前に消防局との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は、速やかにその旨を市長及び消防局に報告する。
(エ) 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けたときは、速やかに市長及び消防局に連絡する。

※ 緊急消防援助隊受援計画については、「資料編」参照

イ 調整本部の設置

調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。

広島県	
調整本部の名称	広島県消防応援活動調整本部
設置場所	県災害対策本部
調整本部長	県危機管理監消防保安課長
調整本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 ・ 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 ・ 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 ・ 広島県に派遣された指揮支援部隊長
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・ 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・ 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。 ・ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・ 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・ 災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・ その他必要な事項に関すること。

ウ 指揮体制

呉 市	
指揮支援本部の名称	呉市担当緊急消防援助隊指揮支援本部
設置場所	呉市災害対策本部
指揮支援本部長	指揮支援隊長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮支援本部は災害対策本部に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・ 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行う。 <p style="margin-left: 20px;">【指揮支援本部の事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況、市が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ○被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ○自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。 ○指揮本部又は災害対策本部への隊員の派遣に関すること。 ○調整本部に対する報告に関すること。 ○被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。 ○緊急消防援助隊の安全管理に関すること。 ○その他必要事項に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下、当該都道府県隊の活動の管理を行う。 	

指揮本部	
設置場所	呉市消防局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 ・ 指揮本部は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市災害対策本部に職員を派遣するものとする。 <p style="margin-left: 20px;">【指揮本部の事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集に関すること。 ○被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。 ○緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 ○その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 	

エ 経費負担

緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規定」等により処理する。

4 消防相互援助協約に基づく援助

市長及び在日米陸軍司令官は、消防相互援助協約に基づき互いに要請を行い、相互の責任地区に対する消防活動の援助のため、消防局の消防隊及び在日米軍西南地区技術部広消防隊所属の人員及び器材を派遣する。

※ 在日米陸軍司令部との消防援助協約については、「資料編」参照

第2 自衛隊の災害派遣要請計画

大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく災害派遣の要請及びその受入体制について定める。

1 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 要請基準

激甚な被害が発生し、市、関係機関及び隣接市町の応援等により次に掲げる応急対策が困難であると市長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 要請手続き

市長は、次の事項を記載した文書を知事に提出し、派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する人員、任務（水防、給水、輸送等）及び装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）
エ	派遣を希望する区域、活動内容、連絡場所（又は連絡者）
オ	その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、又は通信途絶等により知事への依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。

この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。なお、通知を受けた指定部隊等の長は、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣する。

要請先	所在地	連絡先
陸上自衛隊第13旅団長 陸上自衛隊第13旅団司令部 第3部（防衛班）	安芸郡海田町寿町2-1	電話 082-822-3101 内線 2410 夜間・土日・祝日等 内線 2440（当直幕僚）
海上自衛隊呉地方總監 海上自衛隊呉地方總監部 防衛部 オペレーション	呉市幸町8-1	電話 0823-22-5511 内線 2823, 2222（当直）
航空自衛隊西部航空方面隊司令官 航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部	福岡県春日市原町3-1-1	電話 092-581-4031 内線 2348 課業時間内 内線 2203（soc 当直）

※ 自衛隊の災害派遣については、「資料編」参照

2 災害派遣部隊の活動内容

(1) 被害状況の把握

知事、市長等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示の発令や警戒区域の設定等が行われ、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索・救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等を行う。

(5) 消火活動

火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。消火薬剤等は、通常関係機関が提供する。

(6) 道路又は水路の障害物除去

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。

(7) 応急医療、防疫等の支援

特に要請があった場合は、被災者の応急医療、防疫、病虫防除等の支援を行う。薬剤等は、通常関係機関が提供する物を使用する。

(8) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動の必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要するとみとめられるものについて行う。

(10) 被災者生活支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(14) その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制

(1) 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申入れを行わず、県を通じて行う。

(2) 受入れ準備

ア 宿営施設

派遣部隊の宿営については、活動する地域の学校等の避難所（施設管理者の了解を得ること。）や広域避難場所、一時避難場所等の防災拠点当ててのものとする。

イ 使用資器材等の準備

(ア) 派遣部隊の作業に必要な資器材は、派遣部隊が携帯する部隊等装備資材、食料、燃料、衛生資材等を除き、すべて市において調達することを原則とするが、市において調達が不可能な場合は、県に要請し確保を図る。

- a 部隊等装備資材
- b 食料
- c 燃料
- d 衛生資材等

(イ) 市又は関係機関による調達が不能な場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後に部隊へ返還又は代品弁償する。

(ウ) 使用資器材の準備については、事前に市の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊等が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協議を行う。

ウ 交通規制

派遣部隊が市内で移動する場合は、市内の警察署及び道路管理者と連携し必要な交通規制を行う。

エ 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各対策部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ 飛行機等による輸送

飛行機等による物資投下が決定したときは、直ちに投下地点に職員を派遣し、物資投下についての現地の指揮に当たる。

また、ヘリコプターの緊急離着陸場を設けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

カ 応援作業

関係各対策部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をし、応援作業計画をたて派遣部隊と連絡を取り作業を実施する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。

また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して決定する。

ア 必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

※ 自衛隊が負担する経費

(ア) 部隊の輸送費（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(イ) 隊員の給与

(ウ) 隊員の食料費

(エ) その他部隊に直接必要な経費

4 派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長は、災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合には、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡をするものとする。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊の撤収を命ずる。

5 ヘリコプター緊急離着陸場

次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂じんの舞い上がるおそれのある時は十分に散水しておく。なお、積雪時は除雪又は転圧しておく。
- (2) 離着陸時は、安全確保のため関係者以外を接近させないようにする。
- (3) ヘリコプター緊急離着陸場における指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整すること。
- (4) 風向風速を上空から判断できるように、ヘリコプター緊急離着陸場近くに吹き流し若しくは旗を立て、又は発煙筒を焚く。
- (5) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (6) ヘリコプター緊急離着陸場の使用に当たっては、本部及び施設等の管理者に連絡する。
- (7) ヘリコプター緊急離着陸場を選定する際は、避難場所との競合を避ける。

※ ヘリコプター緊急離着陸場の設定基準・表示については、「資料編」参照

第3 海上保安庁への応援協力要請計画

大規模災害による被害が拡大し、市、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなった場合における海上保安庁への応援要請及び受入体制について定める。

1 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請する。なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

- (1) 要請者の氏名（職業、地位）
- (2) 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- (3) 救援活動を必要とする期間
- (4) 救援活動を必要とする区域又は活動内容
- (5) その他救援活動に必要な事項

※ 海上保安部の救援協力については、「資料編」参照

2 要請先

要請に当たっては、連絡先は次のとおりである。

要請先	所在地	連絡先
呉海上保安部（警備救難課）	呉市宝町9-25	電話 26-0118

3 救援活動の内容

要請に基づき、海上保安庁が行う救援活動の内容は次のとおりである。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集
- (2) 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- (3) 避難指示、避難者の誘導
- (4) 孤立者の救助
- (5) 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- (6) その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

第4節 救助・救急、医療救護及び消火活動

第1 救助・救急計画

災害時には、広域的あるいは局地的に救助・救急を必要とする多数の負傷者が出ると予想されるため、県、消防機関、医療機関、警察機関などが連携して初動体制を確立し、一刻も早い救助・救急活動を実施するものとする。

1 救助・救急活動の実施

(1) 市及び関係機関

ア 活動の原則

市の現有消防力による対応能力を超える多数傷病者が発生した場合は、救命処置を要する重傷者を優先とした活動を行う。

イ 出動の原則

(ア) 救助・救急活動が伴う場合は、救急隊と消防隊が連携して出動するよう努めるものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみで出動する。

(イ) 同時に小規模な救助・救急事象が発生している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送に当たっては、トリアージ（緊急度判定）を行い、最優先治療群の傷病者から地域内の災害拠点病院や災害協力病院へ搬送する。

(イ) 搬送に際しては、救急車による搬送を原則とするが、軽症者はマイクロバスなどを活用し、最優先治療群はヘリコプターの活用を検討する。

(ウ) 救護所等からの最優先治療群の傷病者は、地域内の災害拠点病院や災害協力病院へ搬送し、当該病院では収容困難な場合は救命処置等を行った後、ヘリコプター等による広域搬送体制を確立する。

エ 多数傷病者発生時の活動

(ア) 多数傷病者発生時には、直ちに県へ災害発生を速報するとともに、現有消防力で対応できない場合には広域消防応援協定などにより他消防機関の出動を要請する。

また、災害状況に応じて現場指揮者は医療救護班を要請する。

(イ) 傷病者の搬送先医療機関を選定するに当たり、隣接消防本部及び福山地区消防組合消防局への協力要請を行うとともに、広島県救急医療情報システム等を活用する。

(ウ) 現地に現場指揮所又は警防本部指揮所を開設し、警察機関、自衛隊などと連携を図るとともに、安全管理は消防機関、医療救護は医療機関の本部と役割を明確にし、迅速・的確な医療救護体制を確立する。

(エ) 市内の災害拠点病院及び災害協力病院等に傷病者を収容できない場合は、広域搬送拠点（SCU）を現場付近の緊急離着陸場又は屋上緊急離着陸場のある災害拠点病院に設置し、ヘリコプターなどによる広域搬送体制を確立する。

※ 緊急離着陸場・屋上緊急離着陸場については、「資料編」参照

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力する。

2 救助・救急資器材の確保等

- (1) 初期段階においては、原則として各機関が整備・保有している資器材等を活用する。
- (2) 資器材等に不足を生じた場合は、関係機関又は民間事業者から借り入れ等により調達する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間事業者から調達する。
- (4) 消防局、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

3 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2 医療・救護計画

災害に際し、被災者に対して応急的に医療（助産を含む）・救護を行い、被災者を保護する措置をとる。

1 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため生命の安全を保障されない危険な状態にある者とする。

2 実施内容

(1) 市は、災害の種類及び程度により、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき市医師会、安芸地区医師会には医療救護班、市歯科医師会及び安芸歯科医師会には歯科医療救護班、市薬剤師会には薬剤師医療救護班の出動をそれぞれ要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

また、災害対策本部設置時等において、災害・被災情報を収集・提供し、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、県を通じ市医師会に対して呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーター（保健所又は市における保健医療活動の調整役）及び災害時小児周産期リエゾン等の派遣を要請する。

(2) 市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会及び市薬剤師会は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療・救護活動を実施する。

また、市からリエゾン（情報連絡員）の派遣要請があった場合は、これを派遣する。

(3) 市及び市内医療機関による医療・救護活動が十分でない場合又は困難な場合は、県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

3 医療救護班等の編成及び救護所の開設

(1) 医療救護班等の編成

ア 医療救護班は、原則として医師1人、保健師又は看護師2人、事務職員1人をもって1班として構成し、必要に応じて薬剤師1人を加える。

また、歯科医療救護班は、原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人をもって1班として構成する。さらに、薬剤師医療救護班は、原則として薬剤師2人をもって1班として構成する。

イ 医療救護班が派遣可能な災害拠点病院等は、広島県救急医療情報システム、広域災害医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーターに連絡する。

市域内への出動は、地域災害寮コーディネーターが調整、連絡する。

ウ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については、地域災害医療コーディネーター又は県災害医療コーディネーター（県全体における保健医療活動の調整役）の連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。

エ 医療救護班が撤収する時期については、所属する市域内の地域災害医療コーディネーターが行う。

オ 日本DMATの活動等については、県が定めるDMAT運用計画等による。

(2) 医療機関における院内体制の整備

呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院、済生会呉病院及び呉市医師会病院（市内5病院）は、各病院において救急患者の受入体制を充実させるため、院内体制を整備するものとする。

(3) 救護所・救護病院の開設

ア 災害対策本部は、市域の傷病者の発生状況に応じて広域避難場所、一時避難場所、小学校等の第1開設避難所等（以下「避難場所等」という。）に医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師医療救護班が駐在する救護所を開設するものとし、保健所内には救護所を支援する「救護支援センター」を設置する。

また、公立下蒲刈病院長に救護病院を開設するよう指示する。

イ 公立下蒲刈病院長は、福祉保健部長の指示若しくは自らの判断により、公立下蒲刈病院に救護病院を開設し、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町における収容を伴わない初期救護医療に相当する応急処置等を行う。

ただし、公立下蒲刈病院長が、患者の収容が可能であると判断した場合は収容するものとする。

なお、同病院においては、原則として重症患者・中症患者・軽症患者の処置及び受入れ等を行うためのトリアージ実施後、患者を災害拠点病院又は広域搬送する必要がある場合は、災害対策本部に要請する。

(4) 医療救護班の派遣

ア 避難場所等において医療救護を必要とする場合は、次の事項を明らかにし、福祉保健対策部長に要請するものとする。

- (ア) 医療救護班を派遣する場所
- (イ) 救護を必要とする被災者数
- (ウ) 救護を必要とする症状及び程度

イ 福祉保健対策部長は、医療救護班の派遣要請を受けたとき又は被災の状況により医療救護の必要を認めるときは、市医師会に対し医療救護班の派遣を要請する。

4 医療救護活動

(1) 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師医療救護班による医療救護活動は、原則として避難場所等に設置する救護所において行うものとする。ただし、医療救護班及び歯科医療救護班を出勤させるいとまがない等やむを得ない事情があるときは、被災地周辺の医療施設及び歯科医療施設において医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 被災者の選別
- イ 傷病者に対する応急措置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

(3) 歯科医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(4) 薬剤師医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 救護所、避難所等における傷病者に対する調剤、服薬指導等
- イ 救護所、避難所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- ウ 避難所等の衛生管理
- エ その他医療救護活動に必要な業務

5 医薬品・医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保・調達及び搬送

(1) 災害発生後初期段階の対応

市は、被災者の傷病発生状況の把握に努め、救護現場等における傷病者の治療に用いる医薬品等を調達、確保し、速やかに搬送するよう努める。なお、医薬品等の備蓄及び管理については、市内5病院及び市薬剤師会に協力を依頼するものとする。

(2) 災害発生後中期段階の対応

避難場所の避難者に対するいわゆる家庭用常備薬等については、市薬剤師会に調達の協力を要請する。さらに不足する場合は、県に調達の要請を行う。

(3) 医薬品等の集積及び搬送

市は、調達、確保した医薬品等（市外等からの救援医薬品等含む。）の集積状況の把握に努め、医療救護関係者と連携、協力して、救護活動現場の要求に応じて、医薬品等集積場所からの速やかな輸送に努めるものとする。

6 傷病者の搬送の実施

(1) 傷病者の搬送医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送は、災害拠点病院を中心として市内5病院が受入れることになるが、これが困難な場合は、その他後方医療機関をはじめ、市域外、県外の災害拠点病院等の協力を求める。

(2) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の判定

災害時に多数の傷病者が発生した場合には、医療救護班等はトリアージタグを活用して重要度に応じた振り分けを行い、搬送順位等を決定する。

イ 傷病者搬送の要請

搬送に当たっては、市及び市内の医療機関等に配備してある救急車等を使用する。

また、その他の車両、ヘリコプター、飛行機及び船艇等の手配が必要な場合は、県及び関係機関に要請する。

ウ 傷病者の搬送

傷病程度等に応じて、あらかじめ定めた搬送順位に基づき、医療機関の受け入れ体制を十分に確認の上搬送する。

(3) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

- (ア) 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。
- (イ) 生き埋め等圧迫による挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対し、血液透析等適切な医療を行う。
- (ウ) 呉市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析関係機関の被災状況、県内、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対応できる体制をとる。
- (エ) 透析医療機関の要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、復旧等について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

支援を必要とする難病患者は、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には医療施設において救護するため、県及び医療機関等との連携により、医療機関に搬送する。

7 医療救護活動状況の把握

(1) 被災地における医療ニーズの把握

市は、避難所での医療ニーズ、医療機関・薬局の情報等を自らが調査し、又は関係機関等から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

(2) 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

次の情報の集約に努め、必要に応じて県、報道機関に広報を依頼し、一般に周知する。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 医療機関の被災状況 |
| イ | 医療救護班等の派遣及び救護所の設置状況 |
| ウ | 現地での医薬品等の確保状況 |
| エ | 移送が必要な入院患者の発生状況 |
| オ | 透析患者等への医療体制の確立状況 |

8 健康管理等の実施

被災者等の健康管理、心のケアの実施については、保健師等が行うものとする。

また、被災者等の心のケアのため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する災害派遣精神衛生チーム（通称D P A T）の派遣を県に要請する。

9 惨事ストレス対策

医療救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

10 災害拠点病院並びに国立及び公的病院

二次保健医療圏には、災害拠点病院が立地している。また、呉市保健所管内には国立及び公的病院が立地している。

※ 医療機関等については、「資料編」参照

第3 土砂災害計画

災害時において降雨等がある場合には、降雨等の情報を把握するとともに、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な豪雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を講じる。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 警戒監視体制の強化

地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。

(2) 異常を発見した場合の措置

市及び各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急処置を実施するとともに、安全確保のため、立入禁止等の措置を行う。

(3) 土砂災害が発生した場合

土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管する施設の被害の把握に努める。

また、特に二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、関係者等と協力し、崩壊危険箇所及び周辺へのビニールシート等による被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

(2) 被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害状況、本復旧までの工期、施工規模等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

4 警戒避難体制の確立

(1) 住民に対する広報等

被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。

また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を住民、関係機関等へ逐次周知する。

特に具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の指定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 避難指示等の実施

被災概要調査の結果により、被害拡大の可能性が高いと予測される場合には、関係住民にその調査概要を周知し、避難指示等と避難誘導等を実施する。

特に土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については、福祉保健対策部は土砂災害警戒情報等の避難情報の伝達を迅速・的確に実施するものとする。

また、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築し、異常時における臨機の措置に備える。

※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照

第4 消防計画

大規模な災害発生時には、限られた消防力を消火・救助・救急などに分散せざるを得ないため、災害の種類や規模及び火災等の発生件数等に応じて効率的な消防力の運用ができるよう、災害時の活動体制について定めるものとする。

また、消防局は、消防団との連携のもとに、住民、自主防災組織、自治会、各事業所の自衛消防組織等と協力し、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げて消防活動を行うものとする。

1 消防局・消防団の消防活動の実施

(1) 消防局による消防活動

ア 災害状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防無線、参集職員の連絡等により情報等を収集し、災害状況等の把握に努め、初動体制を整える。

イ 通信体制の確立

消防・救急無線網を効果的に運用し、市又は他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の確立を図る。

ウ 災害状況の報告

消防長は、応援要請等の手続きに遅れないよう、災害状況を県、市、関係機関に逐次報告する。

エ 同時多発火災時の留意事項

同時に複数の延焼火災が発生した場合には、次のことに留意して消防活動を行う。

消防水利の確保	防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川、海水、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。
避難場所・避難路の確保	人命の安全を最優先にし、避難場所及び避難路の確保のための消防活動を行う。
重要地域の優先	重要かつ危険度の高い地域を優先して消防活動を行う。
消火活動地域の優先	消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動	市街地の大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報伝達に努め、避難の指示等を行う必要がある場合、迅速・的確に広報を実施する。
重要対象物の優先	工場や大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 火災現場活動

出動部隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先にして、転戦路を確保した延焼阻止及び救助・救急活動の優先度等を総合的に判断し、概ね次のとおりの行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき	積極的かつ攻撃的な現場活動により火災を鎮圧する。
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき	住民等の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空地等を活用し、守勢的な現場活動により延焼を阻止する。

カ 救助・救急

火災現場においては、消火活動に併行して要救助者の救助と負傷者等に対しての必要な応急手当を行い、安全な場所へ搬送する。

(2) 消防団の消火活動

ア 出動命令系統

消防団の出動の要否判断，出動区分等については，消防団本部において定める。

災害時における消防団の出動は，事前命令又は消防長からの消防団長への出動要請により行うものとする。

イ 消火活動

(ア) 単独又は消防局と連携協力し，地域の消火活動と主要避難路確保のための消火活動を行う。

(イ) 損壊家屋や避難後の留守宅における通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 救助・救急

消防局による活動を補佐し，消火活動に併行して要救助者の救助と負傷者等に対しての必要な応急手当を行い，安全な場所へ搬送する。

エ 避難誘導

警戒区域等の設定や避難の指示等がなされた場合は，これを住民に伝達するとともに，関係機関と連携をとりながら住民等を安全に退去又は避難させる。

(3) 市民の対応

市民は，出火防止，初期消火及び延焼拡大防止等に努めるとともに，近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力するよう努める。

2 広域応援の要請

(1) 他の市町等への応援要請

災害が発生した場合，必要に応じて協定に基づき他の市町等に応援要請を行い，迅速・的確な対応を図る。

※ 災害時の応援協定については，「資料編」参照

(2) 知事への応援要請

市内全域災害等で必要な場合は，相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規程による知事の指示権の発動を要請し，防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(3) 広域航空消防応援に基づく応援要請

火災などの災害で航空機の特性を十分に発揮することができる災害が発生した場合には，広島県及び広島市との間において締結した広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内消防応援協定に基づき，広島県知事又は広島市長に対して航空機の応援要請を行う。

また，大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は，消防組織法第44条の規定に基づきヘリコプター所有消防本部等に対して，県を通じて応援要請を行う。

また，市は，災害の状況により緊急離着陸場の選定を行い対応する。

※ 広島県防災ヘリコプター応援協定書及び広島県内航空消防応援協定書，ヘリポート等については，「資料編」参照

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等大規模災害発生時には，消防庁長官のもと消防活動を行う緊急消防援助隊に対して，知事を通じて，直ちに派遣要請する。

(5) 海上保安庁に対する支援要請

沿岸部の火災消火活動に際し，消防車と巡視船艇とが連携した消火活動が必要と認められる場合は，呉海上保安部に対し支援要請を行う。

※ 海上保安部の救援協力については，「資料編」参照

3 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。なお，消防機関は，必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5 水防計画

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、ひ門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、水防体制を確立し、防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策活動を実施する。

なお、その内容は、水防法の規定により別に定める呉市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

また、津波警報等を入手したとき、あるいは市域に震度4以上を観測し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は、津波到達に備えて、防潮堤等の管理者は防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策活動を実施する。

なお、過去の災害等の事例、自然条件及び水防施設状況を基に、重点的に水防活動を実施すべき地域を掌握し、事前に水防活動体制を確立するものとする。

1 水防体制の確立

河川施設及び海岸施設に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を、水防計画に基づき確立する。

2 津波被害の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

ア 水防計画に基づき、津波注意報・警報、津波情報を受信・伝達するほか、水防情報システム河川水位や潮位等の諸観測値を県防災情報システムのほか、インターネットなどにより監視する。

イ 危険な箇所及び二次災害につながるおそれのある河川施設、ため池、堤防、海岸護岸施設等の監視及び警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ウ 特に津波の来襲に備え、的確な情報の収集・伝達に努める。

エ 市内の浸水被害箇所、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る。

(2) 施設災害の拡大防止（応急復旧措置）

措置の種別	河川・ため池等	海岸護岸施設
浸水防止	被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じる。	ア 被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じる。 イ 防潮堤等の開閉を行う。
その他	次の水防活動を実施する。 (ア) 調査・警戒・応急工作 (イ) 通信連絡及び輸送 (ウ) 避難のための立退き (エ) 水防報告と水防記録	次の水防活動を実施する。 (ア) 調査・警戒・応急工作 (イ) 通信連絡及び輸送 (ウ) 避難のための立退き (エ) 水防報告と水防記録

第6 危険物等災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所においては、災害発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

1 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置をとる。
- イ 消防機関又は警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防隊を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
 - (ア) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (ウ) 危険物施設の応急点検
 - (エ) 異常が認められた施設の応急措置
- ウ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- エ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 危険物施設の管理者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。
なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

2 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者

- ア 製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移動し、又は放出し、充填容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に沈（埋）める等の安全措置をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、危害防止のための措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
- ウ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- エ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

3 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者及び占有者

- ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等の安全措置をとる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じる等の安全措置をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 「火薬類関係施設等緊急防災対策マニュアル」に基づき、円滑かつ確実に防災対策に取り組む。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 火薬類の所有者又は占有者に対して、危害防止のための措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、火気の使用禁止の広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
- ウ 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- エ 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- オ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- カ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- キ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- ク 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

4 毒劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 毒劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- ア 毒劇物施設が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防隊を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告するとともに、保健所、警察署等へも直ちに報告する。
- イ 県、施設管理者及び毒劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- ウ 毒劇物販売業者の施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。
- エ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- オ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 毒劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対して、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

5 危険物輸送車両等の応急措置

消防機関、警察、海上保安部及び県は、危険物を移送し、又は運搬する事業所等に対し、災害の発生を防止するため、次の措置を行う。

(1) 施設の管理者、危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ア 危険物運搬車両・船舶の運転の自粛，中止措置
- イ タンクローリー・危険物積載船舶等の荷下ろしの停止措置
- ウ 危険物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施
- エ 道路交通の状況による，危険物運搬車両の安全駐車措置

(2) 施設の管理者と密接な連絡を取り，災害の拡大を防止するため，消防活動，負傷者等の救助，警戒区域の設定，広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、警備活動計画

第1 災害警備計画

県警察本部が実施する警備活動について、警備体制の確立及び避難誘導、救出・救護、交通対策等が速やかに実施されるよう配慮し、協力する。

1 災害警備体制の確立

県警察本部において確立される警備体制に応じて、県警察本部及び所轄警察署との間の連絡を密にし、協力して災害応急対策を実施する体制を確立する。

2 災害警備措置

(1) 災害情報の収集

次の事項について、警察機関が実施する情報収集に協力する。

初期段階	その後の段階
ア 気象、降雨量、河川水位、潮位の状況	ア 被災者の動向
イ 危険区域等の状況及び被害予想	イ 被災地、避難所等の治安状況
ウ 災害体制及び避難指示等の発令状況	ウ 流言飛語の発生状況
エ 道路・橋りょうの損壊状況	エ 交通規制の実施状況
オ 火災の発生状況	オ 防災関係機関による応急対策の進捗状況
カ 死傷者、行方不明者等の状況	カ ライフライン等の復旧状況及び見通し
キ 住民の避難状況	
ク ライフライン及び鉄道の被害状況	
ケ 重要施設等の被害状況	

(2) 避難誘導

警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

ア 避難誘導措置

- (ア) 高潮・浸水、火災等が広範囲で予想される場合や、キャンプ地等で孤立が予想される場合等は、避難指示を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。
- (イ) 避難対象区域が広範囲にわたる場合、危険性の高い地域から避難誘導を行う。
- (ウ) 自治会、自主防災組織、事業所単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。
- (エ) 不特定多数の人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とするが、危険が切迫しているときは所要の部隊を派遣し誘導する。
- (オ) 避難場所において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難場所を変更する。

イ 避難誘導時の広報

避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難所・避難場所、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

(3) 救出・救護

警察機関が実施する次の救出・救護活動について、必要な協力を行う。

措置要領	<p>ア 浸水地域、被災した病院、学校等、山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。</p> <p>イ 救出した負傷者は応急処置を施した後、救護機関に引き継ぎ病院等に搬送する。</p> <p>ウ 見張員の配置、装備資器材の活用注意了らう等、二次災害の防止に努める。</p>
資器材等	現有装備資器材を有効に活用するほか、必要に応じ重機保有業者等の協力を得る。

(4) 遺体の検視、見分

警察機関が実施する遺体の検視、見分に当たり、次の事項に留意する。

検視場所等の確保	検視場所、遺体安置場所の確保に協力する。
関係機関等の協力確保	広島県医師会、広島県歯科医師会、市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会等との連携を図る。
身元不明遺体の措置	身元不明遺体は、警察機関の見分後に所持金品とともに引き受け、市の責任で埋葬・火葬を行う。

(5) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

警察機関が実施する次の行方不明者の調査及び迷子等の保護活動について、必要な協力を行う。

相談所の開設	必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に行方不明者・迷子相談所を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。
行方不明者の措置	ア 捜索願を受理した場合、避難所、病院等関係先に必要な手配を行う。 イ 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索し、その発見に努める。
迷子等の措置	ア 迷子等を保護したときは、捜索願届との照合及び避難所、病院その他関係先に必要な手配を行い、保護者の発見に努める。 イ 迷子のうち、保護者等の引取人がない者、容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所若しくは市に通告し、又は引き継ぐ。

(6) 地域安全対策

警察機関の実施する次の地域安全対策について、必要な協力を行う。

各種パトロールの実施	暴力取り締まり及び被災地、避難所その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、各種犯罪の予防・検挙に当たる。
地域安全情報の提供	住民の要望や苦情等の収集・分析を行い、広報紙等の媒体を通じて住民に広く情報提供を行うとともに、流言飛語を防止する。
困りごとの相談	被災者の安否確認等の各種相談に応じる。

(7) 派遣・援助要請

市は、災害対策本部、災害警戒本部等の災害体制発令時において、警察機関に災害警備責任者、連絡員等の派遣を要請する。

また、警察機関より援助要請を受けた場合には、関係機関と連携して必要な援助・協力を行う。

3 惨事ストレス対策

救出・救護、遺体の検視及び見分を実施する警察機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2 交通確保、規制、障害物除去計画

災害時には、道路、橋りょう等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想され、また、海上においても、海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制及び障害物除去並びに交通施設の応急対策を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

1 交通確保、規制

(1) 交通規制の実施

ア 実施責任者及び範囲

交通規制の実施責任者及び範囲は、次の区分による。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道 路 橋りょう	道路管理者 〔国土交通大臣〕 県 知 事 市 長	・道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ・道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条
道 路 橋りょう	県公安委員会 〔 警 察 署 長 〕 〔 警 察 官 〕	・災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送路を確保するため必要があると認めるとき。 ・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条
港 内	呉港長〔呉海上保安部長〕	・海難の発生、その他の事情により特定港内・適用港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第39条
海上交通 安全法適 用海域	海上保安庁長官 〔第六管区海上保安本部長〕	・船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合	海上交通安全法第26条

イ 実施方法

実施者	実施方法	
道路管理者	・道路、橋りょう等の巡回調査を行い、危険な状況を予想または把握したときは、速やかに必要な規制を行う。	
公安委員会 警察機関	交通情報の収集	・航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 ・隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	交通安全のための規制	・危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う。
	緊急通行車両の通行確保のための規制	・緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
港湾管理者 海上保安部	・海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。	

ウ 交通規制に当たっての留意事項

交通規制の実施に当たっては、次の点に留意する。

(7) 市による交通規制の実施

調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に指導の交通規制を実施する。市道以外の道路において交通規制を緊急に実施する必要がある、管理者が規制をする時間がない場合は、所轄警察署に通報して規制又は混雑緩和の措置を実施する。この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は当該規制区間を管轄する警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(イ) 警察機関との相互連絡

交通規制の実施に当たっては、当該規制区間を管轄する警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(ウ) 交通規制情報の提供

交通規制の実施に当たっては、国、県及び警察機関等に報告する。

また、次のとおり住民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。なお、報告、又は情報提供に当たっては、禁止、制限の対象、区間、期間、理由、迂回路その他の状況など次の事項を明示して行う。

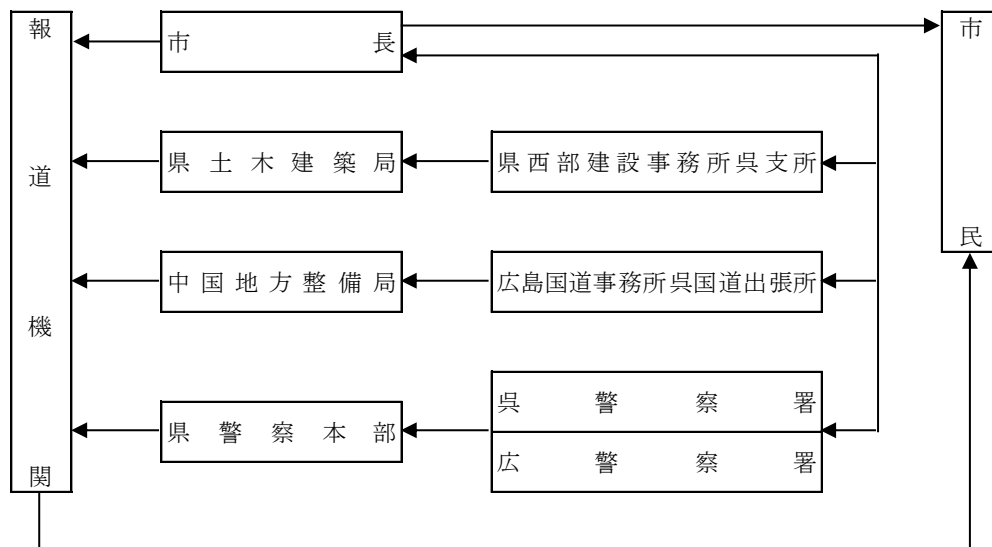
a 住民・道路利用者への周知

住民及び道路利用者に対し、ホームページ、防災情報メール等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

b 報道機関等への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。

【通知及び報告の系統】



(エ) 迂回路等の設定

緊急交通路及び迂回路の指定に当たっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、当該規制区間を管轄する警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。

(オ) 路上放置車両等に対する措置

a	路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にする。
b	警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められる時は、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。
c	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用の緊急車両の通行を確保するために上記の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちに当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

(カ) 規制の標識等

交通規制を行う場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急の場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとする。

規制標識	条件などの標示
a 通行の禁止又は制限についての標示の様式など（災害対策基本法施行規則第5条）	a 禁止、制限の対象
b 道路標識の設置など 道路法第45条（昭和27年法律第180号）	b 区間 c 期間 ※ 通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(キ) 規制の解除

交通規制の解除は、規制の実施者が判断するものとし、通行の安全を確保した後、速やかに行う。

また、交通規制を解除した場合は、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県西部建設事務所呉支所に連絡する。

(2) 公共交通機関の運行

ア 報告など

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、広島電鉄株式会社バス事業本部、その他のバス事業を行う公共交通機関は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。

イ 報告事項など

報告、通知に当たっては、路線名、区間、期間、理由、代替運行その他の状況などの事項を明示して行うものとする。

(3) 緊急通行車両・規制除外車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(7) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を使用する場合は、県知事又は公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。ただし、事前届出がなされている場合は、原則警察署に申請する。

(イ) 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（市及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

(ウ) 標章及び証明書の掲示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し、警察官等から掲示を求められたときはこれを提示する。

※ 標章については、「資料編」参照

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

ウ 規制除外車両の確認

(7) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会に規制除外車両確認証明書の申請を行う。

(イ) 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両をいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 c 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） d 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両 |
|---|

(ウ) 標章及び証明書の掲示

申請を受けた県又は警察署が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し、警察官等から掲示を求められたときはこれを提示する。

※ 標章については、「資料編」参照

エ 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

(4) 発見者等の通報と運転者に求める行動

ア 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報を行う。

通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又は警察署長、消防局に通報する。

イ 災害発生時において運転者に求める行動

(7) 土砂災害や大規模な車両事故等が発生したとき

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 走行中の場合は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車させる。 ② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。 ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所においておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 b 避難のために、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。 |
|---|

(イ) 道路の通行禁止等が行われたとき

- a 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- b 当該道路の区間以外又は道路外に移動することが困難な場合は、当該車両を道路の左端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- c 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

(ウ) 道路が冠水したとき

冠水した道路については、通行を自粛すること。

2 障害物の除去**(1) 緊急輸送路の確保**

ア 道路啓開のための車両等の移動

道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。）は、放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

イ 道路区間の指定

(ア) 道路管理者等は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜区間の追加、削除を行う。

(イ) 道路管理者等が、道路区間の指定をするときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭で行い、口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。

(ウ) 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者等に対して区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。

また、国は特に必要があると認めるときは、指定区間以外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者等に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。

ウ 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、道路情報板やラジオ等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。

エ 車両等の移動

道路管理者等は、占有者等への移動命令、又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが、周知と同時に行うこともできる。

車両等の移動は、緊急車両の通行を確保するため最低1車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の状況等に応じて判断する。

オ 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

カ 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合には、損失を補償しなければならない。

(2) 道路障害物除去**ア 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定**

緊急交通路（「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集・提供を行う。

また、障害物の除去が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて実施する。

イ 道路障害物除去作業の実施**(ア) 資器材等の確保**

保有する資器材及び応援協定等により、人員・資器材等を確保する。

人員・資器材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。

(イ) 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物作業を実施する。

なお、次の事項に留意して行う。

- a 道路緊急輸送は原則として1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害規模や道路の被災状況に応じて障害物除去路線を決定する。
- b 警察、自衛隊、消防局等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。
- c 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる退避所を設ける。
- d 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防局及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- e 各道路管理者と調整し、競合する部分のないようにする。
- f 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- g 道路障害物除去により発生するがれきの一時集積場所等について、関係機関との調整を行う。

ウ 長時間放置された車両の移動

道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の災害復旧に関する工事のため、道路に長時間放置された車両について、道路法（昭和27年法律第180号）第67条の2の規定に基づき、道路上の場所に当該車両を移動することができる。

(3) 港湾障害物除去**ア 緊急に障害物を除去すべき港湾の把握と優先順位の決定**

輸送拠点に指定され、障害物除去が必要な港湾についての情報収集を行い、優先順位を決めて実施する。

イ 港湾障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。

また、障害物の除去により発生した土砂、流木及びがれき等の一時集積場所について、関係機関との調整を行う。

(4) 対象ごとの障害物及び除去の方法

対象ごとの障害物及び除去の方法は、次のとおりである。

種類	障害物	除去の方法
住居	住居に被覆，流入した岩石，土砂，竹木など	ア 住居に運び込まれた障害物については，自らの力をもってしては障害物を除去し得ないものに限って，居室，炊事場，便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。 イ 特殊機械器具などの応援を要する場合には，関係機関に応援を求める。
道路	ア 崖崩れなどによる岩石，土砂などの被覆 イ 街路樹，竹木，さくなどの被覆 ウ 工作物など	ア 災害の発生が予想される主要な箇所を適宜巡視し，災害が発生した場合は速やかに除去する。 イ 市道，県道，国道上の障害物は，それぞれ市，県，国が除去するが，相互に連絡し協力して行う。
橋りょう，河川	流木，流じんなどの被覆	河川，橋りょうにおける流木などの障害物は，必要機材をもって除去する。
港湾	ア 木材の流失 イ 埋め立て工事用の排砂管，排砂管受枠の流失 ウ 埋没土砂 エ 工作物	航路における流木などの障害物は，えい船などで収集する。

(5) 除去する手続

- ア 商工業者が自ら取り扱う物品が障害物となったときは，原則として，その直接関係のある商工業者が除去するものとする。
- イ 工作物などを除去したときは，市長又は警察署長が工作物などを一時保管する。
- ウ 工作物などを保管した場合は，必要な事項を公示する。
- エ 工作物などの売却手続は，原則として競争入札とする。

(6) 障害物の一時集積場所

障害物の一時集積場所は，公園，公立学校の運動場などの公有地を検討する。

第3 交通施設応急対策

道路、鉄道、港湾、漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道 路	道路管理者（中国地方整備局，県，市，西日本高速道路株式会社中国支社）
港 湾	港湾管理者（県，市），中国地方整備局
鉄 道	西日本旅客鉄道（株）広島支社

2 実施基準

道路、港湾、鉄道の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

(1) 陸上交通施設（道路及び鉄道）

ア 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

イ 広域間の幹線交通の確保

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(2) 海上交通施設（港湾）

ア 接岸及び係留施設

イ 外かく施設

ウ 水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

3 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市を含む。）は、事故の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

第4 交通マネジメント

市は、応急復旧時における復旧活動等への交通混乱の影響を最小限に留めるために必要と認めるときは、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うための中国地方整備局が組織する「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」の開催について、県に要請する。

1 災害時交通マネジメント検討会

検討会では、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。

- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
- ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

2 構成員の相互協力等

市は、検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、業務に支障のない範囲において検討会の構成員との相互協力を行う。

3 協議・訓練等

市は、平時から、あらかじめ検討会の構成員との連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

第5 緊急輸送計画

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために、必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。なお、地震などの大規模災害時においては、県が作成する輸送計画に基づき輸送体制を確立する。

1 緊急輸送の実施

(1) 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と輸送に当たっての配慮事項は次のとおりである。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の安全 ・被害の拡大防止 ・災害応急対策の迅速かつ円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	

(2) 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒・避難期)	<ul style="list-style-type: none"> ア 救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階 (事態・安定期)	<ul style="list-style-type: none"> ア 上記第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の避難場所から避難所・被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧期)	<ul style="list-style-type: none"> ア 上記第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員、物資 ウ 生活必需品

2 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものにより実施する。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 ※ 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、広島県トラック協会等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。
鉄道	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する。 ア 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合 イ 遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合
船舶等	ア 市有・県有船舶等 イ 民間船舶等 ウ 海上保安部所属の船舶 エ 自衛隊所属船舶 オ 中国地方整備局所属の船舶
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

(2) 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

- | |
|---|
| ア 輸送を必要とする人員又は物資
イ 輸送を必要とする区間
ウ 輸送の予定時刻
エ その他必要な事項 |
|---|

(3) 費用の基準及び支払い

- ア 輸送業者による輸送及び車両等の借上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。
- イ 自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下回らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。
- ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
- ウ 輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路・迂回路の選定

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

※ 市が指定している緊急用輸送道路等については、「資料編」参照

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点は、呉市地域防災計画共通編災害予防対策編「第11節 防災拠点の整備」の中から選定し、発災時にはその拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

(3) 備蓄・集積拠点

救援物資の備蓄・集積拠点は、原則として陸上は呉市体育館及び呉市総合体育館、海上は川原石地区ふ頭用地、宝町地区ふ頭用地、阿賀マリノポリス地区ふ頭用地とする。ただし、緊急輸送道路等の被災状況に応じて、これら以外の上記輸送拠点の中から選定する。特に大規模災害時には、陸路にあつては市域外から輸送を考慮して昭和地区及び郷原地区の防災拠点の施設を選定する。なお、選定に当たっては、フォークリフトが使用できる屋内施設を優先して検討する。

また、救援物資の備蓄・集積拠点として、民間のトラックターミナル、倉庫、工場、体育館の活用も検討する。

第6 貯木及び在港船舶対策計画

河川の氾濫又は津波、高潮による水面貯木場からの木材の流出、あるいは在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するとともに、これらによる災害が他の財産の損失及び沿岸住民への被害を及ぼすことを未然に防止する。

1 貯木対策

(1) 実施責任者

市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生のおそれがある場合、貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者（以下「管理責任者」という。）に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 管理責任者の実施事項

- (ア) 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。
- (イ) 木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。
- (ウ) 木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。
- (エ) 高潮又は河川の増水により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。
- (オ) 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じ、収容できない木材については、海上保安部等の関係機関に通報すること。

イ 市長等の指示

市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

2 在港船舶対策

海上保安部は、高潮から在港船舶の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

実施責任者	港名	根拠法令
港長（呉海上保安部長）	特定港 呉港	港則法
呉海上保安部長	特定港以外 御手洗港、蒲刈港	

(2) 実施方法

ア 移動命令

港長又は呉海上保安部長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律173号）第10条及び第39条第3項の規定に基づき、港則法第2条に定める港に在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 乗船命令

港長は、港則法第8条第3項の規定に基づき危険を防止するため必要と認められる場合は、特定港内において修繕中又は係留中の船舶に対し必要な船員の乗船を命ずる。

ウ 海上保安官の行う避難指示

海上保安官は、海上における人命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、避難の指示を行う。

(3) 関係機関との協力

警察署、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、第六管区海上保安本部の行う在港船舶対策に対して協力をを行う。

(空 白)

第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動

第1 避難生活

1 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれがある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ア 開設の方法

(7) 避難所の開設の決定は、災害対策本部（又は災害警戒本部、危機管理課）が行う。

(i) 避難所の開設は、次のとおりとする。

第1 開設避難所	市避難所配置職員又は施設管理者等が開設
第2 開設避難所	
福祉避難所	二次的避難所として、市の要請を受けた施設管理者が開設
地域開設避難所	施設を管理する自治会、自主防災組織等が開設

※ 第1 開設避難所及び第2 開設避難所については、危機管理課、施設管理者、自治会、自主防災組織等との協議により地域で鍵を管理する場合は、自治会、自主防災組織等が開設できるものとする。

※ 自治会、自主防災組織等により避難所を開設した場合には、危機管理課、各市民センター等に連絡するものとし、必要に応じて市職員を派遣するものとする。

(7) 避難所を開設する場合は、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受入れと保護を行う。

<ul style="list-style-type: none"> a 避難所の立地条件と建築物の安全の確認 b 避難所を管轄する警察署等との連携 c 市有建物以外の施設を使用する場合、当該施設の職員等との連携 d 開設した避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底 e 避難所配置職員、施設管理者等の役割の明確化 f 避難者名簿の作成
--

(e) 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人へ

の危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。

イ 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地，名称，概況，受入可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

(3) 避難行動要支援者の避難等

市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。

更に，指定避難所では生活することが困難な障害者，医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，避難場所として宿泊施設を借上げる等，多様な指定避難所の確保に努めるものとする。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか，家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の市町や関係機関等の協力を求めて，市外の社会福祉施設等へ避難させる。

(4) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては，市，自主防災組織，ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし，相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に，市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど，発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また，自治会や自主防災組織等と協力し，施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するとともに，避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお，市及び県は，相互に連携を図り，避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし，保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに，災害の規模，被災者の避難及び受入状況，避難の長期化等を考慮して，必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては，次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し，避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに，避難者数の確認，避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し，関係防災機関へ連絡する。

また，指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに，救護所の設置等の医療体制の確保や，避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談，心のケアなど必要な対策を行う。

また，プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう，男女双方の視点等に配慮するなど，良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師や看護師，保健師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また，指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配，食事の提供等栄養管理に努める。

エ 指定避難所における食料，飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し，効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 県から示された「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 一時帰宅の実施

- (1) 災害対策本部長は、応急危険度判定等により「危険家屋等」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。
- (2) 一時帰宅の実施に当たっては、警察機関、消防局、自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期して実施する。

3 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、次のとおり支援を要請するものとする。

(1) 県内他市町への受入要請

ア 県内他市町との協議

市長は、災害が発生し、本市被災者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）に協議するものとする。なお、県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告するものとする。

イ 協議先の市町における受け入れるべき避難所の決定及び通知

市長は、協議先市町長から受け入れるべき避難所について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告するものとする。

ウ 本市被災者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努めるものとする。

エ 本市被災者の一時的な滞在の必要がなくなった場合

市長は、本市被災者の市域外における一時的な滞在の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告するものとする。

(2) 県外市町村への受入要請

ア 県知事との協議

市長は、災害が発生し、本市被災者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市被災者の受入れについて協議することを求めるものとする。

イ 県外市町村における受け入れるべき避難所の決定及び通知

市長は、県知事から県外市町村における受け入れるべき避難所について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知するものとする。

ウ 本市被災者への情報提供

本市被災者に対しては、受入れ先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努めるものとする。

エ 本市被災者の受入れが不要となった場合

市長は、本市被災者の県外市町村における一時的な滞在の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を県知事に報告、及び公示するとともに、その他の内閣府令で定める者に通知するものとする。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市は住民等への広報を行うとともに、必要に応じ一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

5 避難所における滞在困難者対策

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

第2 災害広報計画

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織及び各事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

このような災害時に様々な状況下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等へ放送要請を行う等により、災害や避難、生活等に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

計画目標	災害発生から30分以内に広報体制を確立 災害発生から1時間以内に広報を開始
------	--

1 市による災害広報の実施

(1) 広報の体制

ア 災害対策本部は、防災関係機関と協力して、風水害に関する災害情報のうち浸水・土砂災害等による避難指示等、住民の身体・財産に係る緊急広報を実施する。

イ 災害対策本部は、報道機関に対する災害時報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、会場及び発表時間等の調整その他報道対応全般に関することを実施する。

ウ 災害対策本部は、緊急の広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等の総合的な広報活動を実施する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

エ 各対策部は、定期的に災害対策本部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。

オ 災害対策本部は、報告を受けた情報を整理し、関係機関への閲覧用資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

※ 警戒本部においても、災害対策本部における広報の体制に準じて行う。

(2) 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害情報	<p>ア 地震、津波、豪雨、台風等に関する気象情報</p> <p>イ 災害発生状況（地盤災害・土砂災害等の発生状況等）</p> <p>ウ 災害対策本部の設置と活動状況</p> <p>エ 避難誘導及びその他注意事項</p> <p>オ 避難指示等の実施状況</p> <p>カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・閉鎖情報</p> <p>キ その他必要な事項</p>
生活関連情報	<p>ア 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み</p> <p>イ 食料、生活必需品等の供給実施状況</p> <p>ウ 道路交通状況（通行止め等による交通規制区間等）</p> <p>エ 医療機関の活動状況、救護所の設置状況</p> <p>オ その他必要な事項</p>

救援措置情報	ア 罹災証明書等の発行状況 イ 各種相談窓口の開設状況 ウ 税、手数料等の減免措置の状況 エ 必要なボランティア情報（県外等からの支援者の受入れ調整等） オ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報 カ 災害援護資金等の融資情報 キ 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 ク 市業務の再開状況 ケ その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の連絡、被災地への救援物資発送に当たっての送り先、内容明示等の要望）
--------	---

(3) 広報の方法

ア 緊急広報

避難指示等の緊急広報の実施方法については、本編「第2節第3 住民等の避難誘導に関する計画」を参照すること。なお、避難指示等を行った場合は、災害対策本部は報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次に示す手段により効果的な広報活動を実施する。なお、警戒体制以降については、各担当対策部が連携して実施する。

(ア) 市が行う広報

手 段	方 法
広報刊行物の発行	各部局等から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物を逐次発行する。
	自治会及び自主防災組織等に対し、広報刊行物の避難所への配布、地域への戸別配布、掲示板への掲示を依頼する。
	住民に広報された内容について、職員に周知徹底する。
現地広報・広報車	自主防災組織及び消防団等に協力を依頼し、職員の派遣等により行う。市の広報車及び消防署・消防団の消防車の市内巡回により行う。
市防災行政無線	市防災行政無線を利用して行う。
防災情報メール配信システム等	携帯電話のメール機能を活用し、災害の状況、気象予警報等を住民及び防災関係者へ伝達する。
インターネット	市のホームページを利用して行う。
SNS	市の SNS を利用して行う。

(イ) 報道機関を通じた広報

手 段	方 法
ラジオ・テレビ	ラジオ・テレビの番組を利用して行う。
新聞	生活関連情報・救援措置情報等を提供し、広報を行う。

ウ 報道機関への発表

- (ア) 報道機関への情報提供は、原則として本部事務局を窓口とする。
 なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- (イ) 災害対策本部を設置した場合は、速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
 また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救援措置情報等の提供を行う。
- (ウ) 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に本部事務局が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに住民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。

エ 要配慮者に対する広報

- (ア) 聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳や文字情報を入れた報道を報道機関に対して要請する。
- (イ) 各種障害者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行う。
- (ウ) 外国籍住民に対しては、避難所への語学ボランティアの派遣、多言語による広報刊行物の配布、多言語による報道の要請、外国人関係団体への情報提供等を行う。

2 防災関係機関による災害広報

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画等に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報の実施を要請する。

(1) 防災関係機関の行う広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 防災関係機関の行う広報の方法

ア 各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携しながら広報活動を実施する。

イ 広報の実施に当たっては、視聴覚障害者、高齢者、観光客、外国籍住民等に十分配慮して行う。

3 災害の記録

災害が発生した場合には、できるだけ災害記録写真を撮影し、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第3 要配慮者対策計画

要配慮者対策は行動等に制約があるため、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

1 要配慮者に係る対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時に、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。

こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、次の点に留意し対策を実施する。

ア 在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に残された要配慮者の迅速な発見に努める。

イ 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

- (ア) 避難支援等関係者と協力して避難所等へ誘導する。
- (イ) 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

ウ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣や補装具の提供等の福祉サービスについては、発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。

そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

- (ア) 要配慮者の身体の状態
- (イ) 家族（介護者）の被災状況
- (ウ) 介護の必要性
- (エ) 施設入所の必要性
- (オ) 日常生活用具（品）の状態
- (カ) その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請等を行う。

2 高齢者及び障害者に係る対策

避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所、在宅等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣のニーズを把握するため相談体制を確立する。
- (4) 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣について迅速に調達を行う。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (6) 避難所や在宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

3 児童に係る対策

(1) 要保護児童の援護

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所の市職員、施設管理者及び運営責任者等は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童を発見した場合は、災害対策本部に通報する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。
- ウ 福祉保健対策部及び教育対策部は、連携を密にして避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給手続きを迅速に行うとともに、県に対し、母子福祉資金の貸付、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを迅速に行うよう要請する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(3) 児童のメンタルケアの実施

災害後には、児童に心理的な悪影響（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が生じるおそれがある。

教育対策部は、県（児童相談所）及び医師会等との関係機関及び専門家等と連携し、必要に応じたカウンセラーの派遣等、児童の「心のケア」対策を実施する。

(4) 母子家庭等の支援

ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報提供を行う。

イ 県及び関係機関と協力し、母子父子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。

ウ 県及び関係機関と協力し、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する介護人派遣の利用を促す。

4 観光客及び外国人住民（旅行者を含む）に係る対策

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

(2) 外国人住民（旅行者を含む）の安全確保等

市は、次のとおり外国人住民（旅行者を含む）の安全確保等に努める。

ア 翻訳機や携帯電話の翻訳アプリ等を活用して、災害時の情報提供や相談対応等を行う。なお、翻訳機や携帯電話の翻訳アプリ等を活用するために、市職員に研修を実施しておくものとする。

イ 消防・警察等は、外国人住民（旅行者含む）の迅速な救助及び避難誘導を行う。

ウ 自治会や、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、安否確認、避難誘導等の支援を働きかける。

エ ホームページ等にて避難場所の所在等の情報を多言語により提供する。

オ 避難場所や避難所でのルール、避難標識等の表示を多言語で行う。

カ 外国人が医療機関において受診する等、緊急を要する場合には、医療機関において多言語医療問診票等を活用する。

5 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

また、食料、飲料水、生活必需品等及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設県、市に支援を要請する。

イ 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、入院患者・入所者等の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する市町等の医療施設及び社会福祉施設等に入院又は入所させるよう努める。

(2) 支援活動の内容

ア 市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

(ア) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。

(イ) ライフラインの復旧までの間、食料、飲料水、生活必需品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じる。

(ウ) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーを確保するための対策を講じる。

イ 市は、必要に応じて県を通じて国に対し、物資又はマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を要請する。

第4 住宅の確保及び応急対策計画

災害救助法に基づき、住家が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。なお、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・あっせんを行う。

1 応急住宅の提供

(1) 入居者の選定等

ア 入居者の選定等

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

イ 対象者

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当する世帯
- (イ) 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

ウ 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

(2) 公的住宅の提供

ア 方針

- (ア) 公的住宅の空家のうち、提供可能なものを提供する。
- (イ) 公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

イ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

ウ 提供可能住宅戸数の把握

エ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。

この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 方針

- (ア) 応急仮設住宅の建設は、市が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い建設し提供する。
- (イ) 敷地については、できる限り集団的に建築できる場所を公共用地等から優先し、市が選定する。
- (ウ) 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。

イ 建設場所

設置の場所については、次の事項などを考慮して選定するものとする。

- (ア) 原則として、市有地又は公有地とすること。やむを得ず、私有地に設置する場合は、私有地の所有者と市との間に賃貸契約を締結するなど、後日問題が起こらないよう十分協議すること。
- (イ) 飲料水が得やすいこと。
- (ウ) 保健衛生上適当な場所であること。
- (エ) 交通の便のよいこと。
- (オ) 教育などの問題のないこと。

ウ 建設基準

建設基準は、次のとおりである。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (ア) 規模 | 知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 |
| (イ) 構造 | 鉄骨、木造等 |
| (ウ) 費用 | 国の定める額以内（整地費、建築費、附帯工事費等一切を含む。） |
| (エ) 着工期限 | 災害発生の日から 20 日以内に着工する。 |
| (オ) 供与期間 | 特別な場合を除き、災害救助法の定める 2 年以内とする。 |

エ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

オ 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・住戸タイプ及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

カ 関係団体との情報共有

協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図る。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理については、次のことに留意して行う。

- | | |
|---|---|
| ア | 応急仮設住宅における安全・安心の確保 |
| イ | 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施 |
| ウ | 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による女性をはじめとする生活者の意見の反映 |
| エ | 応急仮設住宅への家庭動物の受入れへの配慮 |

2 被災住宅の応急修理

(1) 方針

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき住宅の応急修理については、知事の指示を受けて市長が行う。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市長の協力を得て知事自らが行う。

(2) 実施内容

ア 対象者

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのまま当面の日常生活を営むことができない世帯 |
| (イ) | 資力に乏しく、自力で住宅の応急処置を行うことができない世帯 |

イ 応急修理の範囲

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことができない部分を対象とする。 |
| (イ) | 緊急を要する屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓、設備の配管、配線、衛生設備等を対象とし、内装に関する物は原則含まない。 |

ウ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害の発生の日から 3 か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

3 住宅関係障害物除去

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に基づき行う。

4 被災建築物応急危険度判定

地震・津波により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(7) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ロ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 市は、県と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

市長は、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

エ 所定の判定用資機材が不足する場合は、本市に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と本市間の連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

5 被災宅地危険度判定

豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

※ 呉市被災宅地危険度判定実施要綱については、「資料編」参照

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と被災宅地危険度判定実施本部（以下「宅地判定実施本部」という。）の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ロ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(ハ) 初動体制整備のための被災住宅危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の要請、確保

(ニ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(ホ) 宅地判定資機材の調達、備蓄

(ヘ) その他必要な事項

イ 市は、県と協力して、宅地判定に関する講習会の開催や、宅地判定士の要請に努めるとともに、必要な宅地判定資機材を備蓄する。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、広島県土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性の高い地域等を推定し、迅速に宅地判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市は宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、豪雨等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送方法の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

ウ 所定の判定用資機材が不足する場合は、本市に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と本市間の連絡調整等

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、知事が宅地判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

6 その他

(1) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

この場合、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、本節「第4、1、(3)ウ建設基準」にかかわらず別に定める。

(2) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び規模を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。

この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

第5 孤立地区対策計画

大規模災害により孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1 孤立地区対策の概要

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備など孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の指示の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄
- (7) 被害状況の把握
- (8) 孤立被災者の救助
- (9) 道路等の応急復旧

2 孤立実態の把握

- (1) 通信手段が途絶した孤立地区については、傷病者の発生等に係る緊急の情報が入らず、人命の危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線、消防無線、アマチュア無線、防災情報メール等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団や自治会、自主防災組織等のマンパワーによる等あらゆる方法により情報伝達手段を確保し、被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じ、各関係機関のヘリコプターからの孤立地区のヘリテレ映像の提供を受ける。

3 物資供給、救助の実施

- (1) 救助の実施
 - ア 人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターや船舶を活用する等、迅速な救急・救助活動を実施する。
 - イ 負傷者が多い場合には、医療救護班の現地派遣について検討する。
- (2) 物資の供給

アクセスのための道路が復旧するまでの間は、孤立住民地区の生活維持のため、ヘリコプターや船舶を活用して、食料をはじめとする生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を行う。
- (3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報について、自立可能の可否を判断した上で、必要に応じた集団避難の指示を行う。

4 道路等の応急復旧

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で情報共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行い、被災箇所への迅速な対応を行う。

(空 白)

第7節 救援物資の調達・供給活動

災害時に、県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。

また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギーの把握に努めるとともに、避難生活の長期化に備え、栄養管理等に配慮して食料供給等を行う。

第1 救援物資の管理体制

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各対策部の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係対策班は相互に連携するとともに、県の担当部局と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備える。

【救援物資等の供給に伴う主な実施事項】

- (1) 救援物資の管理に関する総合調整
- (2) 自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- (3) 市の備蓄食料及び生活必需品の確保
- (4) 市の備蓄飲料水の確保
- (5) 市及び県の備蓄物資の輸送（車両）手配
- (6) 民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保
- (7) 流通備蓄業者を通じての食料及び生活必需品の確保
- (8) 協定に基づく食料及び生活必需品の確保

2 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を被災した住民に効果的に供給を行う。

また、食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、粉ミルク等）の供給及び給食に必要な副食品・調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 災害時の物資の供給方法

ア 担当対策部は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資の確保に努める。

イ 被災地における需要の把握は基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

ウ 救援物資は一元管理体制の下、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当対策部は災害対策本部との情報連絡を密にして、互いに連携して行う。

エ 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携して、義援品の配分を調整し、配分を行う。

第2 食料の確保及び供給

1 食料の調達

(1) 米穀・乾パン等

ア 市は、被災者などに炊き出しによる給食を行うため米穀を必要とする場合は、卸売業者（(株)糧配、経済連呉食料センター等）から購入し、被災者に炊き出しを行う。

イ 市長は「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づく災害救助法が発動され、卸売業者の保有米穀をもってしても不足するため、政府所有米穀の引き渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官に対し、災害救助用米穀の引き渡し要請を県に対して要請する。なお、直接政策統括官に引き渡し要請を行う場合は、市担当者は県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

ウ 市は、食料の確保が必要であると認めるときは、県や自衛隊に乾パン等の備蓄食料の供給を要請する。

※ 備蓄状況については、「資料編」参照

(2) その他の食料等

ア 市において確保が困難な場合、弁当、おにぎり、パン、即席めん、味噌、醤油、加工米飯等必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。

イ 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結している業者から調達する。なお、地震等の大災害時は、県に対し要請する。

調理が不要なもの (緊急用)	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、清涼飲料、育児用粉ミルク・液体ミルク（ほ乳瓶も含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	醤油、味噌、食塩

2 食料の供給

(1) 食料等の供給

原則として次の場合に行う。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
イ 災害応急対策に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合
ウ 被災により食料供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(2) 対象者

ア 避難所に収容された者
イ 災害により、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水などの被害を受け炊事のできない者
ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設へ入院や入所している者も含む。）
エ 旅館やホテルの宿泊人及び上記の住家への宿泊人、来訪者
オ 被災地内に停車、停泊した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
カ 災害応急対策に従事する者

(3) 食料供給の手段・方法

食料供給の手段・方法は、次のとおり。

- ア 被災者に対する食料の配分に当たっては、市はあらかじめ定めて開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- (ア) 各避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者（避難所運営等）の配置
 - (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
 - (ウ) 要配慮者への優先配分
 - (エ) 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する調理不要なものを支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク又は液体ミルクとする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続的に行う。
- カ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、「資料編」に示す既存給食施設又は仮設給食施設の活用により、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出しは、女性会や赤十字奉仕団があたるが、要員が不足するときは、県に対し、他市町の応援、自衛隊の災害派遣の派遣等を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、佃煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、災害協定を締結している卸売業者等からの調達や他県の応援により確保・供給する。
- コ 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときは、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したときは、実施状況を速やかに県に報告する。

※ 炊き出しのできる施設等については、「資料編」参照

(4) 給食基準

ア 供給品目

主食：原則として米穀とする。ただし、実情に応じては弁当、パン、缶詰、インスタント食品、粉ミルクなどの配給を行う。

副食：加工することなく食べられるものとする。

イ 配食基準量

1人当たりの供給数量は、次の基準を参考にする。

品目	基準	
米穀等	被災者（炊き出し）	1食当たり 精米換算 200g
	通常の供給機関を通じないで供給	1日当たり 精米換算 400g
	災害応急対策従事者	1食当たり 精米換算 300g
乾パン	1食当たり 1包（115g入）	
食パン	1食当たり 185g以内	
粉ミルク	乳幼児	1食当たり 200g以内

(5) 供給期間

炊き出しその他による食料の配給期間は7日以内とする。特に必要がある場合は期間の延長を行う。

(6) 通常供給への復帰

市長は、災害地における応急配給の実施以降、被災地区の状況に応じその配給期間などを最小限にとどめ、速やかに通常供給に復帰するよう措置するものとする。

3 食料の輸送

(1) 県及び市等による輸送

- ア 県が広域防災拠点の備蓄食料を供給する場合は、市の指定する集積地、避難所等への輸送は県が行う。
- イ 県が調達した食料について、市が指定する集積地、避難所等までの輸送は、原則として県が卸売業者、輸送業者等に要請して行う。
- ウ 市が調達した食料については、市が指定する集積地、避難所等までの輸送は卸売業者、輸送業者等に要請して行う。ただし、市内における食料の集積地、避難所等からの移動は、市及びボランティア等の協力により行う。
- エ 他県等からの応援物資等は、県が広域防災拠点及び輸送・集積地において引き継ぎ、市の指定する集積地、避難所に搬送する。
- オ 市が指定する集積地、避難所等のうち、集積地には管理責任者（市職員）を配置し、各避難所等において必要とする物資の品目、数量等の配送事務を行う。
- また、避難所においては、避難所運営委員会担当者、避難所配置職員等が必要とする物資の品目、数量等の災害対策本部への報告及び物資等の受入れを行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶により、緊急の用に間に合わないおそれがある場合には、自衛隊、緊急消防援助隊による被災地までの輸送を県に対し要請する。

(3) 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、陸路での輸送が困難な場合は、船舶、ヘリコプター等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び利用

輸送拠点、備蓄・集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地等を速やかに県に報告する。

また、集積に当たっては、集積地ごとに管理責任者等を配置し、食料管理の万全を期する。

第3 飲料水等の供給

1 給水の実施

(1) 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関，社会福祉施設の状況
- ウ 給水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

給水活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し，又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
給水方法の選択	復旧の段階に応じ，次の方法により行う。 (ア) 生命維持水量の確保（運搬給水） (イ) 最低限の生活用水の確保（仮設給水栓） (ウ) 日常生活用水の確保（共用栓の設置）
水質の確認	(ア) 被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は，直ちに水質検査により安全性を確認する。 (イ) 必要に応じて，県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

給水拠点，給水方法，給水時間等について利用可能な広報手段（※聴覚障害者には文字板を併用）を用いて，きめ細かく住民に広報する。なお，飲用井戸等を使用する住民に対しては，煮沸飲用及び水質検査を指導する。

※ 給水拠点については，「資料編」参照

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は，発生後3日間程度を限度として1人1日3L（生命維持水量）の供給量を目標とするが，復旧の状況に応じ給水量を増減する。

(5) 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため，迅速に要員を確保する。

また，自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するために，他の部局等との連携を密にする。

(6) 応援要請

激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合，あるいは給水資器材が不足する等により給水の実施が困難な場合には，近隣市町又は県，関係機関に速やかに応援を要請するとともに，災害協定に基づき関係業界等から給水資器材等を調達する。

2 給水の方法

(1) 給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水

ア 避難所等への応急給水は，原則として市が給水車，給水タンク及びポリ容器等により行う。

イ 市内の大型医療施設はすべて受水タンク等の一時貯水設備を備えているので，短期間はこの貯留水で対応し，必要に応じて給水車等による搬送を行う。

ウ 災害拠点病院や透析医療機関，その他の医療機関，社会福祉施設及び救護所等への給水については，状況により，他に優先して給水車等により行う。

(2) 拠点給水

市では、災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり飲料水兼用型耐震性貯水槽を整備しており、災害時にはこれらの施設の有効利用を図る。

また、市内の教育施設等のプール水を災害協定に基づき浄水器機等を調達して、飲料水等に活用する。

拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽については、「資料編」参照

(3) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

イ 復旧に長時間を要する断水区域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

(4) 水のパック、ペットボトル等による応急給水

給水パック製造機を活用して水のパックの配布や、災害協定に基づき卸業者からのペットボトルの調達等により応急給水を行う。

3 生活用水の確保・供給

(1) 上下水道局は、災害時における生活用水となる水道水の安定供給に努める。

(2) 関係対策部は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、地下タンクの貯水等の活用による生活用水の確保を行う。

(3) 住民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。

4 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、市が実施する。

(2) 支出できる費用は、水の購入費、資材の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とする。

(3) 期間は、災害発生の日から7日以内とする。特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 上水道、応急給水機器の状況

(1) 上水道とその規模

浄水場等名	給水区域	給水能力(m ³ /日)	電話
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広の一部・音戸の一部・天応・吉浦・仁方・川尻	78,800	26-1645
広島県営水道 (県宮原浄水系)	音戸の一部・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	14,860	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部、昭和・郷原・安浦	22,060	

(2) 応急給水機器の保有状況

応急給水機器の保有状況については、「資料編」参照

第4 生活必需品等の供給

1 生活必需品の確保

災害のため、住家に被害を受け、被服、寝具その他の日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を失い、又は損傷し、しかも物資の販売機構などの混乱により、資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができない状態にある被災者の保護のため、日本赤十字社広島県支部等と協力し、避難所生活者等を対象とした毛布、冷暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資を供給するとともに、災害協定に基づき卸売業界等から調達する。

- (1) 災害時において被災者への生活必需品の給与・貸与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給与・貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。
 - ア 被災者や避難所の状況（避難所等からの必要品目及び必要量の報告等）
 - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況等
- (2) 生活必需品等の給与・貸与のための災害物資調達計画に基づき備蓄物資の供給又は関係業界等からの調達により確保する。
- (3) 市単独で対応が困難な場合は、近隣市町又は県に対し応援を要請する。

2 生活必需品等の給与

(1) 給与又は貸与を受ける者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水などの被害を受けた者であって、次の事項に該当する者

- ア 被服、寝具その他日常生活上最小限必要な家財を失った者
- イ 被服、寝具その他日常生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する衣料、生活必需品などの種別

種 別	品 目
被 服	作業服、婦人服、子供服など（普通着であること）
寝 具	毛布、布団など（就寝に必要な最小限のもの）
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツなど
身 回 り 品	タオル、ゴム長ぐつ、防水服、かさなど
炊 事 道 具	なべ、かま、包丁、バケツなど
食 器	茶わん、しるわん、皿、はしなど
日 用 品	紙おむつ、石けん、ちり紙など
光 熱 材 料	マッチ、ろうそく、灯油など
衛 生 用 品 等	生理用品、紙おむつ（乳児用・成人用）

（注）上記の種別は、原則として限定されているが、個々の品目については、被災状況などから特定の品目に重点を置くことができる。

3 物資の確保

物資は、被害調査に基づいて、災害救助法の適用の有無を確認し、別に定める災害物資調達計画により確保する。

また、日本赤十字社広島県支部及び自衛隊からの災害備蓄品（毛布、下着類）の受給又は借用についても、考慮する。

4 給与又は貸与の方法

- (1) 冬期，夏期それぞれについて，世帯の構成別の被害状況に応じ配分計画を作成し，給与又は貸与を行う。
- (2) 給与又は貸与については，自治会，自主防災組織，ボランティアなどとの連携を図り，配布要員を確保する。ただし，生活保護世帯については，福祉事務所を経由し，民生委員・児童委員との連携を図り，給与又は貸与する。
- (3) 激甚災害等のため，市だけで実施が困難な場合には，県，近隣市町及び関係機関に応援を要請する。
- (4) 救援物資とその他の義援物資とは，明確に区分する。

5 給与又は貸与の費用

給与又は貸与のために支出できる費用は，災害救助法の定める金額の範囲内とする。

6 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては，物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から，10日以内とする。ただし，これによりがたい場合は，県知事の承認を受けて延長する。

7 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は，本節「第2，3 食料の輸送」に記載する方法に準じて実施する。

第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動

第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画

災害による感染症の発生・流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

1 防疫活動

(1) 活動体制

防疫措置の徹底を図るため、県、医師会などの関係機関と連携し、防疫活動体制を確立する。

(2) 活動内容

ア 被災地及び避難場所において、特に感染症発生の早期発見に努めるとともに、感染症の患者が発生したときは、直ちに必要な措置をとる。

イ 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるところにより実施することとする。なお、住民への消毒支援については、特別な理由により住民自らが消毒作業を実施することが困難であると認められる場合についてのみ実施する。

ウ 消毒薬の配布

被災地への消毒薬の配布は、市民センター等を通じ消毒方法を記載した説明書とともに配布する。

エ 衛生教育及び広報活動

2 保健衛生活動

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康を損なわないように、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行うなど、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(3) 健康問題が起こりそうな場合は、県に公衆衛生チーム（救護・DPAT・口腔ケア・栄養・災害支援ナース・リハビリチーム等）の派遣を要請し、派遣された公衆衛生チームとともに、保健・医療活動を行う。

(4) 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施することが困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を県に要請する。

3 精神保健活動

(1) 活動体制

市及び県の保健師等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

(2) 活動内容

一般の被災者のほか、避難行動要支援者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者等の精神保健福祉相談

4 飲料水・食品衛生対策

(1) 飲料水対策

- ア 被災地におけるビル給水施設、飲用井戸などの被災状況の把握に努めるとともに、施設利用者に必要な措置・対策の指導を行う。
- イ 被災地におけるビル給水施設、飲用井戸などの注意事項について、対象地域に広報を行う。
- ウ 上下水道局と連絡・協議を行い、必要な措置について対策を行う。

(2) 食品衛生対策

- ア 住民対策
食品、飲料水などの取扱いについて、必要な衛生対策の広報を行う。
- イ 食品関係業者対策
飲食店、製造業、販売店等について、被災状況の把握に努めるとともに、必要な衛生対策の指導を行う。
- ウ 避難所対策
避難所等の設置が長期にわたる場合は、その衛生状況の把握に努めるとともに、管理者等に必要な衛生対策の指導を行う。

5 環境衛生対策

災害状況に応じて、県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助・協力を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 滞水期間の営業自粛(2) 浸水を受けた施設の清掃・消毒(3) 使用水の衛生管理等(4) その他環境衛生上の危害発生防止についての啓発指導 |
|---|

6 動物愛護管理対策

(1) 被災地域における動物の保護

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、主な実施内容は次のとおりである。

- ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）
- イ 避難所における飼育場所の指定
- ウ 動物の飼料・生活必需品等の提供
- エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談

7 入浴施設確保対策

(1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放の要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

(2) 仮設入浴施設等の設置

入浴施設を確保するため、関係業者及び自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

第2 遺体の搜索、処理及び埋葬等計画

災害により発生した行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関等と十分協議の上実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者の把握

ア 行方不明者の届出の受付

警察署は、市と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者受付票及び行方不明者名簿の作成を行う。なお、受付は災害対策本部又は本庁舎、市民センター等の相談窓口において行う。

イ 行方不明者の把握

警察署と市民対策部は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- (ア) 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取りを行い記録する。
- (イ) 市民対策部は、被災者台帳又は安否情報システム等による安否情報と照合し、行方不明者をリストアップし、行方不明者名簿データを作成し、警察署に伝達する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

(2) 実施者及び方法

ア 行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の搜索は、海上保安部、警察署、消防機関その他の関係機関及び地域住民等の協力のもと、市において実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事は市長を補助者として自衛隊、海上保安部、警察署、消防機関その他関係機関の協力のもと、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。なお、知事が市長に実施を委任したときは市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

また、市による遺体の搜索ができない場合は、近隣市町に応援を要請する。

イ 搜索活動は、自衛隊、海上保安部、警察署、消防機関その他関係機関が連絡を密にして実施し、次のとおり実施する。

- (ア) 搜索活動中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び所轄警察署に連絡する。
- (イ) 発見した遺体は、遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）並びに検案ができる場所に運んで、所要の職員、警察官等を配置し監視する。なお、遺体の検視等を行う場所は、関係機関と協議の上、決定する。
- (ウ) 搜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

2 遺体の処理

遺体を発見したときは、市、警察署及び海上保安部は次の措置を行う。

(1) 海上保安部・警察署

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携をとり、所要の措置を行う。なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視等の業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資器材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した後の遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めるものとする。

イ 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかな身元確認に努める。

(2) 市

ア 遺体について、海上保安部又は警察署と協議の下、医師による遺体の検案（死因その他医学的検査）を実施する。なお、遺体検案の手順は、次のとおりである。

- (ア) 遺体の検案は、市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- (イ) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (ウ) 身元不明者については、警察署等により遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (エ) 検案を終えた遺体は、関係各部、葬儀業者等の関係機関の協力を得て、災害対策本部が設置する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

イ 遺体の身元確認のために必要な資料等について、警察署等に積極的に提供する。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視等の業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資器材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した後の遺体の洗浄処理等について警察署等と連携して対応する。

エ 遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で、特定の場所（神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

3 死亡住民に係る情報収集及び遺体の収容・安置

検案を終えた遺体については、災害対策本部、警察署、自治会、自主防災組織等が協力して、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、収容・安置する。

- (1) 本部長は、特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物がない場合は、仮設テント等を設置して代用する。
- (2) 遺体検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成し、安否情報収集様式（死亡住民用）の記入を行う。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族等より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理し、安否情報の照会に関する回答の意向を確認し、安否情報収集様式（死亡住民用）に記入の上、遺体を引き渡す。
- (5) 安否情報収集様式（死亡住民用）をもとに安否情報システムに入力するとともに、死亡住民記録簿を作成し、災害対策本部へ報告する。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、検案書等により遺体火葬・埋葬の手続きを行う。
（行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）及び呉市行旅病人及び行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則（昭和62年呉市規則第15号）の規定に準じて処理する。）
- (7) 市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

4 遺体の火葬・埋葬

(1) 本部長は、遺体の火葬・埋葬許可証の発行された遺体を火葬及び埋葬するため、次のとおり適切な措置を講じる。なお、遺体が多数のため、市自らが短時日埋葬等を行うことができない場合や棺、骨つぼなど埋葬に必要な物資が確保できない場合には、県に対して応援を要請する。

ア 引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、本部長が棺、骨つぼなど埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨などに要する役務を提供するものとする。

イ 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳を作成する。

ウ 遺品、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、保管所を設置し、一時保管する。

エ 家族その他の関係者から遺品、遺留品の引き取りの希望がある場合は、遺品、遺留品処理票を作成し、整理の上引き渡す。

オ 遺体が多数のため、市で対応できないときは、市内の寺院その他の場所に仮埋葬する。

カ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬し、墓地又は納骨堂に埋葬する。

キ 遺体の処置及び埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡した後に、措置する。

また、身元不明で、かつ原因不明の遺体については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法及び呉市行旅病人及び行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則」の規定により措置する。

ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を行う。

(3) 遺体の輸送については、民間葬儀業者（必要に応じて県の災害協定に基づく輸送業者へ要請）に依頼し行う。

(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等は、次のとおりとする。

ア 知事が一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

市は、県の指示に基づき適切な措置を講じる。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、火葬する。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を得たときは埋葬する。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

(空 白)

第9節 応急復旧，二次災害防止活動

電気，ガス，上水道，下水道，電話等のライフライン施設や道路，鉄道，港湾・漁港等の交通施設は，災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため，応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

第1 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は，住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に，速やかに応急復旧工事を実施し，降雨等による水害・土砂災害等に備え，二次災害防止施策を講じるとともに，応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお，応急復旧終了後，被害の程度を十分検討し，必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は，災害により施設に被害を受けた場合は，被災状況を速やかに調査し，応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は，災害により設備に被害を受けた場合は，被害状況を速やかに調査し，重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路，橋梁等の管理者は，災害により施設に被害を受けた場合は，被害状況を速やかに調査し，設定された緊急交通路を早急に確保するため，沿道等の応急復旧計画と調整の上，応急復旧工事を実施する。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は，港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は，被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し，沿道等の応急復旧計画と調整の上，災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川，海岸

河川，海岸管理者は，災害により管理する施設に被害を受けた場合には，被害状況を速やかに調査し，二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

県及び市は，砂防設備等の損傷や土石流，山崩れ，がけ崩れ等の発生により，二次災害が発生するおそれのある場合には，被害状況を速やかに調査し，崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県，市及び近畿中国森林管理局は，治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は，排土等による原状回復に努め，二次災害防止のための応急工事として編柵，土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）

1 電気施設

災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める防災業務計画に基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送電を図る。

復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。

また、応援要請により最大限の要員・車両を投入するとともに、公衆の安全対策や作業時の安全対策を徹底し、二次災害の防止を図る。

(1) 応急復旧

災害発生直後は、被害規模及び被害状況の把握を最優先し、状況調査へ優先的に要員を配置する。なお、状況調査は、公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。

また、あらかじめ定めておく重要設備等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。なお、復旧作業に当たっては、二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

ア 通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種の通信方法・経路を確保し、迅速かつ的確に実施する。

イ 応急復旧用資器材の確保

- (ア) 災害復旧資器材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資器材は、他営業所・応援営業所・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確保する。
- (イ) 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資器材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- (ウ) 災害発生後、復旧資器材の設置場所は、関係機関等との協議により用地を確保する。

(2) 拡大防止対策

ア 危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講じる。

イ 災害時における広報

- (ア) 電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- (イ) 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、住民に対し次の事項を広報する。
 - a 垂れ下がった電線には、絶対にさわらず中国電力ネットワーク（株）へ連絡すること。
 - b 火の元を確認し、アイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - c 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- (ウ) 広報に当たっては、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他の電力会社等に応援を要請する。

エ 要員の派遣

必要に応じて、災害応急復旧の責任者や連絡員を災害対策本部に派遣し、被災情報の収集・伝達・共有を図り、復旧作業地域の調整等を行う。

2 都市ガス施設

(1) 応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の被災が予想されることから、二次災害の防止を図る。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保を行う。

ア 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた災害対策計画に基づき、被災状況の把握に努めるとともに、次の体制により即応する。

出動	(ア) ガス利用者等からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 (イ) 出動に当たり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。
情報収集	災害規模の把握、工場等の総出量の把握、主要導管の圧力、移動車両からの連絡に加え、需要者及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	(ア) 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 (イ) 主要なガス使用建物の巡回点検を行い、状況把握・応急措置に努める。
供給停止	災害規模及び被害状況等により供給停止を判断する。
応援要請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ 災害時における広報

- (ア) 供給停止を行うときは、ホームページへの掲載を含むインターネットによる発信や、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知徹底する。
- (イ) 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。
- (ウ) 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の実施に努める。
- (エ) 復旧事業の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ 復旧

- (ア) 復旧は、①病院・療養施設等、②被災住民の避難所、③公共施設等の順に優先的に行う。
- (イ) 復旧に係る資器材については、備蓄資器材により対応し、必要に応じて調達、確保する。

必要に応じて、関係会社及び他の日本ガス協会等に応援を要請する。

(2) 拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報及び巡回監視活動を行う。

(3) 要員の派遣

必要に応じて、災害応急復旧の責任者や連絡員を災害対策本部に派遣し、被災情報の収集・伝達・共有を図り、復旧作業地域の調整等を行う。

3 LPガス施設

(1) 応急復旧

ア 被害状況の把握

災害発生時は、早急に被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

- (ア) 危険箇所（損壊、焼失、流出家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- (イ) 流出容器の被害状況を確認するよう指示を行う。
- (ウ) 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難所等を優先して、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

エ 動員・応援体制

- (ア) LPガス設備の被害を覚知した場合、LPガス事業者はLPガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- (イ) LPガス協会は、災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- (ウ) LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防局、警察機関及び県（県危機管理監）等の関係機関に通報する体制を確立する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

LPガス協会は、避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に応じるよう努める。

(2) 拡大防止対策

- ア LPガス販売事業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、LPガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検に当たっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を優先する。
- イ LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- ウ LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動に努める。

4 上水道施設

(1) 応急復旧

- ア 応急復旧のため、①送配水幹線、給水拠点までの流れ、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を図る。
- イ 必要な応急復旧資器材については、備蓄資器材のほか、工事事業者への調達依頼により確保を図る。
- ウ 水道施設及び道路の地図を活用して、迅速な被害状況の把握に努める。

(2) 拡大防止対策

- ア 浄水場、配水池付近の斜面崩壊や基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防の決壊等の危険を把握し、二次災害防止措置を講じる。
- イ 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- ウ 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

5 下水道施設

(1) 応急復旧

- ア 下水管きよの被害に対し、汚水や雨水の疎通に支障の無いように応急措置を講じる。
- イ 停電のため、ポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。

(2) 拡大防止対策

- ア 二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。
- イ 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- ウ 動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- エ 応急復旧等が困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

6 電気通信施設

各社において、次の措置を講じる。

社名	実施項目	措置内容
NTT西日本中国支店	応急措置	(1) 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時有線電話の設定等により重要な通信の確保を行う。 (2) 非常通話・緊急通話「102」、非常電報・緊急電報「115」による非常通信の確保を行う。 (3) 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難所等に特設公衆電話の設置を行う。 (4) 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	(1) 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 (2) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供する。 (3) 被災状況、復旧見込み時期等について広報車により広報活動を行う。 (4) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を災害対策本部に依頼する。
NTTドコモ広島支店	設備に被害が発生した場合の措置	(1) 携帯電話、衛星携帯電話の貸し出しにより、最小限の通信確保を行う。 (2) 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 (3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 (4) 契約約款に定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して行う。 (5) 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。
	通信途絶時、利用制限時の措置	報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 (1) 通信途絶利用制限の内容と理由 (2) 通信の被害復旧に対し、とられている措置 (3) 通信利用者に協力を要請する事項 (4) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通確保
	復旧対策	(1) 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 (2) 移動基地局車及び移動電源車の発動を行う。 (3) 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 (4) 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制を行。 (5) 設備の監視強化及び巡視点検を行う。
KDDI(株)	防災組織	状況に応じて、車内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。

第3 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。
市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4 災害廃棄物等の処理計画

災害により発生する災害廃棄物及びし尿等の処理を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物としては、家屋の損壊や焼失等により発生する廃棄物、水損等により腐敗するものや津波等による津波堆積物等が考えられる。

災害時における廃棄物の発生量は、被害棟数に発生原単位を乗ずることにより推計とする。

(2) 処理対策

ア 腐敗性の大きい廃棄物

水損等により腐敗する廃棄物については、収集が可能になった時点からできる限り早く収集が行われる体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 大規模災害時には、大量に発生する災害廃棄物を処分までの間、一時的に仮置きする「仮置場」を設置して対応する。また、速やかに仮置場を設置するため、平時から候補地を選定しておく。
- (イ) 現場においてできる限り分別収集を行い、仮置場においても、混合廃棄物の発生を抑制する運営をする。
- (ウ) 仮置場の設置・運営においては、火災対策、飛散防止、悪臭及び害虫発生防止、環境対策等必要な対策を講じる。

ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等

- (ア) 倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が処理を行う。
- (イ) 建物等の解体現場では①アスベストや粉じんの発生防止に努める、②有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行うとともに、③可能な限りリサイクルを図る。

エ 災害廃棄物の処分

市のごみ処理施設等が被害を受けて使用が不可能な場合等においては、速やかに県等と協議の上、代替措置を講じる。

オ ごみなどの処理能力

クリーンセンターくれ	焼却 380t/日, 破砕 55t/5H
------------	----------------------

カ 作業開始

被災地の状況に応じて、一般廃棄物処理許可業者及び建設業者などの協力により、速やかに作業を開始する。

2 し尿の処理

(1) し尿処理量

あらかじめ想定した避難所におけるし尿発生量を基に、避難所の状況及び仮設トイレの設置状況等を踏まえ、処理実行計画を策定する。

仮設トイレ1基の貯留容量 (ℓ)	1人1日当たりの平均排出量 (ℓ)	仮設トイレ1基の1日の利用者数 (人)	し尿収集間隔日数 (日)
150	1.7	30	3

(2) 収集・処理能力

収集車両台数・収集能力、収集機関、し尿の処理能力については「資料編」のとおりである。

(3) 処理対策

ア 倒壊家屋等

- (ア) 倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿や浄化槽の汚水等については、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。
- (イ) 被災地における防疫面から、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、緊急性が認められた場合、必要に応じて、収集する。

イ 避難所等

- (ア) 避難所で排出されたし尿の収集は、計画的に実施する。
- (イ) 避難所等において、必要に応じて備蓄してある災害用簡易トイレを設置する。なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用しての設置を検討する。
- (ウ) 避難所等において、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、災害協定に基づき民間のリース業者から調達する。

ウ 水洗トイレ

- (ア) 水洗トイレを使用している世帯に、使用水の断水に対処するための水の汲み置き等を指導する。
- (イ) 水洗トイレを使用している団地等において、必要に応じて仮設トイレを設置する。仮設トイレは、災害協定に基づき民間のリース業者から調達する。

エ し尿の処理

- (ア) し尿の処理については、原則として上記(2)に示す施設において行う。処理に当たっては計画的な受入に努め、処理能力を超える場合は、近隣市町の処理場に処理を依頼する。
- (イ) 処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等の処理場への投入を含めた対応を上下水道事業管理者と協議し決定する。

(4) 作業開始

呉市し尿緊急汲取り実施要綱（昭和62年10月1日実施）により一般廃棄物（液状）処理許可業者の協力により、速やかに作業を開始する。

3 応援協力体制の確保

被害状況から勘案し、市単独では災害廃棄物の処理体制の構築が困難と判断した場合には、県に対して、必要な応援協力を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 一般廃棄物処理施設等の機能復旧

(1) 市の一般廃棄物処理施設等の被害状況を把握し、被災により処理機能に影響がある場合は、処理設備の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し一般廃棄物の処理体制に影響を与えるような場合には、県と協議の上、期間を決めて他の市町の処理施設による処理を依頼する等、効果的な処理体制の構築を図る。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金を受ける場合には、県に指定様式による報告を行う。

5 産業廃棄物の処理

事業者の被災により排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理されるよう指導する。

6 適正処理が困難な廃棄物の処理

災害により、有害性・危険性がある廃棄物が発生し、適切な収集・処理が実施できない場合は、性状に応じて優先的な回収を行い、早期の処分を行う。

7 その他

市内における一般廃棄物（液状）処理許可業者については、「資料編」参照

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

(空 白)

第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画

災害発生時には、市、呉市社会福祉協議会及びボランティア団体及び個人等と連携の上、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(令和元年6月)」に基づき、くれ災害ボランティアセンターを設置し、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制を整備し、効果的な活動ができるよう関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) くれ災害ボランティアセンター設置基準

次に該当する場合に、くれ災害ボランティアセンターの設置を検討する。

ア 市内で、震度5弱以上の地震又は豪雨、台風等の被害が発生し、市に災害対策本部が設置されたとき。

イ その他市に災害対策本部が設置されたとき。

(2) くれボランティアセンター設置までの流れ

市民対策部と呉市社会福祉協議会が協議し、くれ災害ボランティアセンター設置の決定を行い、呉市社会福祉協議会がくれ災害ボランティアセンターを設置する。

呉市社会福祉協議会は、設置後の円滑な運営を図るため、事前にボランティア団体と調整を行う。

2 くれ災害ボランティアセンターの機能

(1) 被災者のニーズの把握

各種ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。

(2) ボランティアの確保

インターネット、SNS、報道機関等を通じて、ボランティアの募集、活動内容及び活動拠点等について情報提供を行う。

(3) ボランティアの受付

災害発生時における県内外から支援に駆けつけたボランティア申出者を受け付け、被災者のニーズとのコーディネートによりボランティアを派遣し、各ボランティアの活動内容、活動地域等を把握する。

ボランティアを受け入れた際には、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

(4) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して的確に情報提供する。

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

4 被災地におけるボランティア支援体制の確立

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて本庁舎、まちづくりセンター、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資器材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

5 海外からの応援の受入れ

海外からの救援隊の派遣の受入れに当たり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑に行われるよう協力を行う。

6 外国人住民（旅行者を含む）の支援体制の確立

外国人住民（旅行者を含む）を支援するため、災害ボランティアセンターに多言語支援担当を配置し、避難所の運営・巡回、通訳ボランティアの派遣等に努める。

第11節 文教対策計画

災害発生時に、学校等において、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに、文教対策を実施する。

また、学校や文化財等の施設管理者は、防災計画・学校安全計画、危険等発生時対処要領等に基づき被害を最小限にとどめるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

1 初動対応

(1) 児童等の在籍時に災害が発生した場合

- ア 児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。
- イ 初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

(2) 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

- ア 施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。
- イ 応急措置の後、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 所管する学校等と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への避難指示及び関係機関への支援要請を行う。
- (2) 人的・物的な被害が発生した場合においては、被害状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、次の応急対策を講じる。
 - ア 校長・園長は、状況に応じ児童等に対し緊急避難等を指示する。校長・園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておくものによる。なお、教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。
 - イ 土砂崩れや洪水等により被災した施設内の箇所については、立入を禁止する等の措置をとり、二次災害の防止に努める。
 - ウ 被災状況に応じ、校長は教育委員会に、園長は子育て支援課又は子育て施設課にそれぞれ連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。
 - エ 学校に避難所が開設される場合には、担当対策部に協力し、運営に当たる。

3 応急教育の実施

(1) 学校等における被害状況の把握

- ア 校長・園長・所長の指揮のもと関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次災害の誘発危険性の有無、教育の継続の可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握する。
- イ 校長・園長・所長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受入れに当たり、早期に対策を講じなければならないものと、時間をおいても支障のないものとに分けて優先順位を定めるとともに、教育委員会、子育て支援課又は子育て施設課等に報告を行う。

(2) 応急教育の実施準備

- ア 被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能であるか否かの検討を行う。なお、専門家の判断を求めることができない場合においては、「呉市避難所運営マニュアル」（平成23年11月策定）等を活用する。

イ 応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施に当たり 点検する内容	(ア) 教職員の確保の可否 (イ) 学用品の調達可否 (ウ) 施設等の機能面から見た安全性の確保の可否 (エ) 危険な建築物や区域への立入禁止措置の必要性 (オ) 応急復旧方法と復旧に要する期間 (カ) 仮設校舎の建設とそれに要する期間 (キ) 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況と影響 (ク) 衛生管理の可否と児童等の健康教育（特に心のケア）方法 (ケ) 給食の可否 (コ) 教育可能人数
-----------------------	--

(3) 応急教育の実施方法

ア 校舎等の被害状況に応じた応急教育

校舎等の被害状況に応じ、概ね次により応急教育を実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	(ア) それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。 (イ) 学校が避難所として利用されている等により、体育館・運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎等の被害が相当大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併事業、一部又は全部に渡る二部授業等を行う。
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間に復旧が見込まれるとき	臨時休業の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用して、学習内容の指示又は家庭訪問等により教育を行う。
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	(ア) 近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う。 (イ) 児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させ授業を行う。 (ウ) 児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受入れが図られるよう努める。 (エ) 児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する。

イ 教職員等の被災の程度、道路等の復旧状況に応じた応急教育

教職員、児童生徒及びその家族の被災の程度、道路、交通機関の復旧状況などに応じて、概ね次により実施する。

登下校に長時間を要する場合	始業・終業時間を状況に応じて変更し、児童生徒の安全を図る。
一部又は半数に近い数の者が登校できない場合	短縮授業、半日授業の措置をとり、登校できない者については別に考慮する。
一定区域の児童生徒が登校できない場合	臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。
半数以上の者が登校できない場合	臨時休業又は応急教育実施の予定場所での授業など適宜措置をとる。

※ 登下校の対策

児童生徒の登下校については、保護者、関係諸団体などと緊密な連絡をとって保護者、教職員などを配置し、集団登下校を行って安全を確保する。

4 文教施設の応急復旧

(1) 応急措置及び応急復旧工事の施工

- ア 被害状況の把握を行った後、二次被害防止のための立入禁止措置等の応急措置を講じる。
- イ 応急復旧工事の発注及び施工に当たっては、各学校と教育委員会及び関係各課との間で工事の実施区分を明確に定め、迅速に着手する。その際、ピアノや実験具等の施設備品についても整理を行う。

(2) 避難所として使用された場合の措置

本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にするとともに、避難所において設置される避難所運営委員会との連携を図る。

5 教職員の確保

- (1) 教職員の被災などにより通常の授業が行えないときは、必要に応じて一時的に教職員組織の編成替えをして授業を行うとともに、状況に応じ代替教職員等を随時派遣する。
- (2) 教職員の被災などにより教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町の教育委員会等からの派遣を受ける。

6 学用品の調達・支給

(1) 学用品の給与の対象

- ア 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水など）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒であって、市長より被災者として確認された児童等を対象とする。
- イ 被災児童等の調査は、市長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

(2) 学用品の給与の時期

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

- ア 学用品についての被害状況の把握
各学校において、学年毎に最低限必要な学用品リスト（品目・量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び市全体での集計を行い、県に報告する。
- イ 学用品の調達
文房具及び通学用品の調達は原則として市が行うが、市において調達が困難なときは、県に要請を行う。教科書については、市の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。
- ウ 学用品の配給
調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。
また、支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される場所を定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

7 授業料等の減免措置

被災により費用（高校にあっては授業料）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等の必要な措置を検討する。なお、授業料等の減免については、呉市立呉高等学校条例施行規則第5条の定めるところによる。

8 国、県、私立学校に対する措置

国、県、私立学校の生徒及び学生についても、この計画の趣旨に基づいて協力するものとする。

9 文化財の保護

(1) 被害の把握

ア 文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を文化振興課に連絡するとともに、自らが必要な応急処置を講じる。

イ 文化振興課は、被害の把握が確実に行われるよう、必要な体制の整備について指導・協力する。

(2) 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、概ね次の対策を講じる。

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について、建造物は市長設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。
盗難防止	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講じる。
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ等の補完及び調達に配慮する。

(3) 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

(4) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

第12節 災害救助法の適用計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号）について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

1 災害救助法の実施機関

- (1) 災害救助法適用前の救助事務は、市長が行う。
- (2) 災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、市はその補助機関として活動に当たる。
- (3) 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部が市長に委任される。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりである。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任される事務が決定される。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行われるとともに、市へ救助事務が委任された場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、その状況を県に連絡し、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、委任元である県の助言等を受ける等により、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 遺体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

2 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）

(1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

- ア 市内の住家滅失世帯数が、100世帯以上であるとき。（1号基準）
- イ 県内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が、50世帯以上であるとき。（2号基準）
- ウ 県内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。（3号基準）
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。（3号基準）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（4号基準）

(2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

- ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
- イ 市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部損壊は換算しない。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水} \times 1/3)$$

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の認定に当たっての基準は、次のとおりである。（内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準」による。）

被害区分	判定基準
住家全壊 (全焼・全流出)	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ○住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊 (半焼)	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○損壊部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの ○住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	<p>住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</p>

(3) 住家及び世帯の単位**ア 住家**

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

イ 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
- (ウ) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

4 災害救助法の適用申請**(1) 被害の情報提供及び適用申請**

市長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときには、直ちにその旨を県（県危機管理監）に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて同法の適用を申請する。

(2) 適用申請

災害救助法の適用申請事務は、福祉保健対策部が行う。県に対して報告する内容は次のとおりである。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

(3) 災害救助法に基づく報告**ア 災害報告**

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3種類がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告を行う。

(4) 救助の程度・方法及び期間等

救助の程度・方法、期間及び実費弁償の基準額等については、国の定める額による。なお、基準額については、内閣府の告示を受けて、県規則により原則として行われるので、確認を要する。

※ 災害救助法による援助については、「資料編」参照

(空 白)

第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画

災害時には農林畜産及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物、家畜対策

(1) 農産物対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、県農林水産事務所を通じ県農林水産局に報告する。

イ 病害虫防除対策

災害等により発生が予想される農産物の病害虫防除対策は、次により実施する。

(ア) 防除の指示及び実施

県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。

(イ) 防除の指導

特に必要があると認めるときは、県及び農業協同組合等と相互に連携し、防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

(ウ) 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対して農林水産大臣への緊急防除(植物防疫法第4章)の申請を行うよう要請するとともに、県、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら一斉防除の実施に協力する。

(エ) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会広島県本部及び農薬取扱業者等の手持ち農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。

(オ) 防除器具の確保

区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 家畜対策

ア 実施責任者

家畜伝染病に対処するため、診療、防疫、消毒に必要な組織(以下「診療等の組織」という。)を県が編成するに当たり、農業協同組合及び家畜診療所等とともに必要な協力を行う。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置

県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

ウ 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不相当であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等の組織の派遣による診療の実施を要請する。

エ 家畜の防疫

診療等組織は、次に示す防疫活動を実施する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

オ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、関係機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。

カ 飼料の確保

飼料の確保が困難な場合は、飼料販売業者に対し必要数量の確保及び供給について要請を行う。

2 林産物対策**(1) 被害状況の把握**

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所の標示及び応急処置を行う。

(2) 災害対策技術者指導

県や森林組合の協力を得て、種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等の技術指導を行う。特に、被害木については早期に処分し病害虫等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみ等を起こした幼齢林木は、木起こしや根ぶみを行い樹勢の回復を図る。

(3) 倒木の処理指導及び森林病害虫等の防除

県や森林組合の協力を得て、森林所有者に対し必要な技術指導を行う

3 水産関係対策**(1) 被害状況の把握**

水産事業所が行う漁業施設等の被害状況の把握について、必要な協力を行う。

(2) 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う。

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う。

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港からの移入等についての調整等を行う。

第14節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画

災害時において、公共的団体の組織活動の連携協力のもと、災害応急対策を実施する。

1 公共的団体の種別及び組織

種 別	組 織		
(1) 自治会	呉市自治会連合会	地区自治会連合会	単位自治会
(2) 女性会	呉市女性連合会	地区女性会	単位女性会
(3) 赤十字奉仕団	呉市赤十字奉仕団	呉市赤十字奉仕団分団	
(4) 民生委員児童 委員協議会	民生委員・児童委員協議会	単位民生委員・児童委員協 議会	

2 活動範囲

各地区、各町及び各班

3 活動内容

公共的団体は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市の要請、若しくは自らが応急対策活動及び次の活動を市及び防災関係機関と連携して実施する。

(1) 自治会

- ア 災害状況の連絡
- イ 避難指示などの周知徹底
- ウ 被災者に対する炊き出し
- エ 救援物資の末端配給
- オ 自警範囲における治安維持
- カ 被災世帯の調査

(2) 女性会及び赤十字奉仕団

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資及び義援金の募集
- ウ その他救援活動

(3) 民生委員・児童委員協議会

- ア 要配慮者の支援対策
- イ 要配慮者の安否確認

(空 白)

海上災害応急対策編

船舶又は海洋施設等から海上に大量の油が流出した場合における被害を極限防止するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を行う。

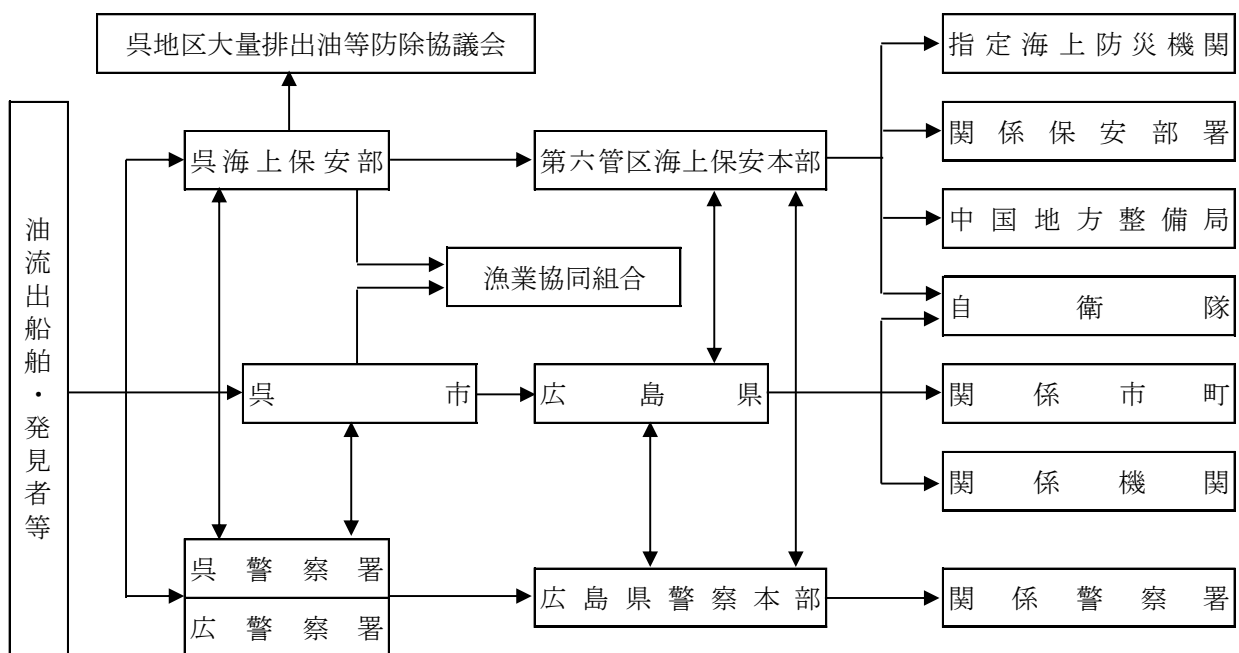
なお、体制、動員計画及び所掌事務等については、震災応急対策編を準用する。

1 実施責任者

- (1) 県
- (2) 市
- (3) 県警察
- (4) 中国地方整備局
- (5) 第六管区海上保安本部

2 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



3 防災活動

- (1) 情報入手機関は、直ちに防災関係機関に連絡する。
- (2) 関係機関は連携協力し、当該流出油について次の措置をとる。
 - ア 被害状況及び拡散状況を調査する。
 - イ 遭難船の乗組員などを救助する。
 - ウ 拡散防止措置を講ずる。
 - エ 回収作業を実施する。
 - オ 油処理剤などにより分散処理作業を実施する。
 - カ 積荷油の空タンクなどへの移送による流出油の減少措置を講ずる。
 - キ 油バージやタンカーへの瀬取り作業を実施する。
- (3) 遭難船を安全な場所に移動するため、えい船、サルベージの手配あるいは油処理業者の手配などの措置を講ずる。
- (4) 船体及び流出油について非常処分が必要な場合は、その方法、処置などにつき検討する。

4 沿岸住民に対する広報、避難指示など

- (1) 関係沿岸住民に周知と注意の喚起を図るとともに、必要に応じて避難指示などを行う。
- (2) 防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオなどを通じて、広報活動を行う。
- (3) 関係団体などに、災害防止のための自衛手段を勧告し、指導する。

5 交通規制など

危険区域付近における二次災害を防止するため、警戒区域を設定し、交通を制限し、又は禁止するとともに、火気の使用禁止など必要な安全確保の措置をとる。

6 資器材及び物資の確保と運用

- (1) 流出の防止、消火、拡散防止、その他必要な資器材の備蓄及び整備を図り、備蓄資器材の相互融通により、合理的な防災活動を図る。
- (2) 必要な資器材、物資などを県知事その他関係機関に要請して確保する。
- (3) 防災資器材の緊急輸送のため、陸上及び海上関係機関・団体の協力を要請して確保する。
- (4) 緊急事態に対応するため、連絡方法、資器材の保有状況などをあらかじめ調査、把握する。

林野火災応急対策編

林野火災が発生した場合において、迅速に消火し、被害の拡大を防止するために必要な対策を講じる。
なお、体制、動員計画及び所掌事務等については、震災応急対策編を準用する。

1 火災情報の収集・伝達

(1) 火災情報の収集・報告体制の確立

消防局は、林野火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。

なお、県に報告する林野火災は、次のとおりである。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 焼損面積10ha以上と推定されるもの |
| イ | 空中消火を要請したもの |
| ウ | 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの |
| エ | 災害対策本部を設置したとき |

(2) 航空機等による情報収集

広島市消防ヘリコプター及び広島県防災ヘリコプター等による上空からの目視、テレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

2 消防活動体制の確立

(1) 消防隊の編成、出動等については、呉市警防規程及び呉市消防局林野火災対策要綱に基づく部隊運用や職員の非常招集等により、必要な体制を速やかに確立する。

また、災害対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報を行う。

(2) 被害が甚大であり、市単独では対処することが困難と予想される場合には、相互応援協定等に基づく県及び他の市町の消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(3) 被害が甚大であり、相互応援協定等に基づく県及び他の市町の消防本部の応援によっても対処することが困難であると予想される場合には、空中消火活動等を行うために、自衛隊の災害派遣を県に要請する。

3 消防活動

(1) 既設の防火線、林道を拠点とする防火帯を設置し、延焼防止に努める。

(2) 延焼防止のため必要があるときは、伐木して防火線を設置する。

(3) ため池、消防タンク車などの水利を最大限に活用した消火活動を行う。

(4) 陸上からの消火が困難である場合は、ヘリコプターの有効に活用を図る。

(空 白)

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(空 白)

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されている。

なお、県内で指定されている区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」
広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，熊野町，海田町，坂町，大崎上島町

(空 白)

第3節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合を考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、共通編の第2章及び第3章並びに震災応急対策編によるものとする。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、県及び市等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

(1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、県及び市、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

(2) 国、県及び市等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

(1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上又は浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、県及び市等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、県、市及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処する。

(2) 市は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

(1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、国、県及び市等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 国、県及び市等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

- (4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。
- ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
- なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。
- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。
- ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。
- (7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。
- ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
 - イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 国、県及び市等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。
- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
 - イ 国からの指示、住民に対する周知及び呼びかけの内容
- (11) 国、県及び市等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (12) 国、県及び市等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。
- (13) 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、県及び市等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、県及び市、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、県及び市等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。
- また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、県及び市等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- (3) 国及び県及び市は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。

- (4) 国、県及び市、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、県及び市は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、県及び市等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

(空 白)

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和5年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和5年1月1日	30%程度	70%～80%程度	90%程度若しくはそれ以上

3 想定結果

広島県が、東日本大震災(平成23年3月)を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。

(1) 地震動予測

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している 11 ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース 1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定。

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地震						津波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

- 基本：基本となるケース
- 東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
- 西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
- 陸側：強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

- 1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
- 5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

(3) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ を加えたもの（ 2σ を加えることで正規分布の95.45%値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）（1/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度，最大速度，最大加速度，SI値	250mメッシュごと
	液状化	PL値，沈下量	250mメッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位，最大波到達時間，津内影響開始時間，浸水深別面積，浸水開始時間，流速	10mメッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250mメッシュごと
	津波（破堤に伴う浸水を含む）	全壊・半壊棟数	10mメッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250mメッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物，非飛散物	250mメッシュごと
人的被害等	建物倒壊 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと（10mメッシュごとの結果を集計）
	地震火災 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒，屋外落下物 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒，屋内落下物 *	死者数，負傷者数，重傷者数，軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者） *	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要捜索者 *	要救助者数，要捜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）（1/2）

想定項目		想定する被害量	想定単位	
ライフライン	上水道	被害箇所数，断水人口	10mメッシュ（津波），250mメッシュごと	
	下水道	管渠被害延長，機能支障人口	10mメッシュ（津波），250mメッシュごと	
	電力	*	電柱被害本数，停電軒数	10mメッシュ（津波），250mメッシュごと
	電信	*	電柱被害本数，固定電話の不通回線数，携帯電話の不通ランク	10mメッシュ（津波），250mメッシュごと
	ガス		供給停止戸数	250mメッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道，直轄国道以外	
	鉄道	被害箇所数	新幹線，在来線	
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと	
生活への影響	避難者	*	避難者数（避難所，避難所外）	市町ごと
	帰宅困難者	*	帰宅困難者数，滞留者数	市区町ごと
	物資不足量（食料，飲料水，毛布，仮設トイレ）	*	食料，飲料水，毛布，仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障	*	要転院患者数，医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物，津波堆積物	*	災害廃棄物発生量，津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め		エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞		幅員13m以下道路リンク閉塞率	250mメッシュごと
	災害時要援護者		災害時要援護者数（避難所）	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設		被害箇所数	市町ごと
	文化財	*	被害件数	文化財ごと
	孤立集落		孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊		危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設		漁船被害数，かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設	*	災害対策拠点施設，避難拠点施設，医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害	*	被害額	市町ごと
	間接被害	*	被害額	県域

*：条件により被害量が異なる想定項目

被害想定項目（定正評価）

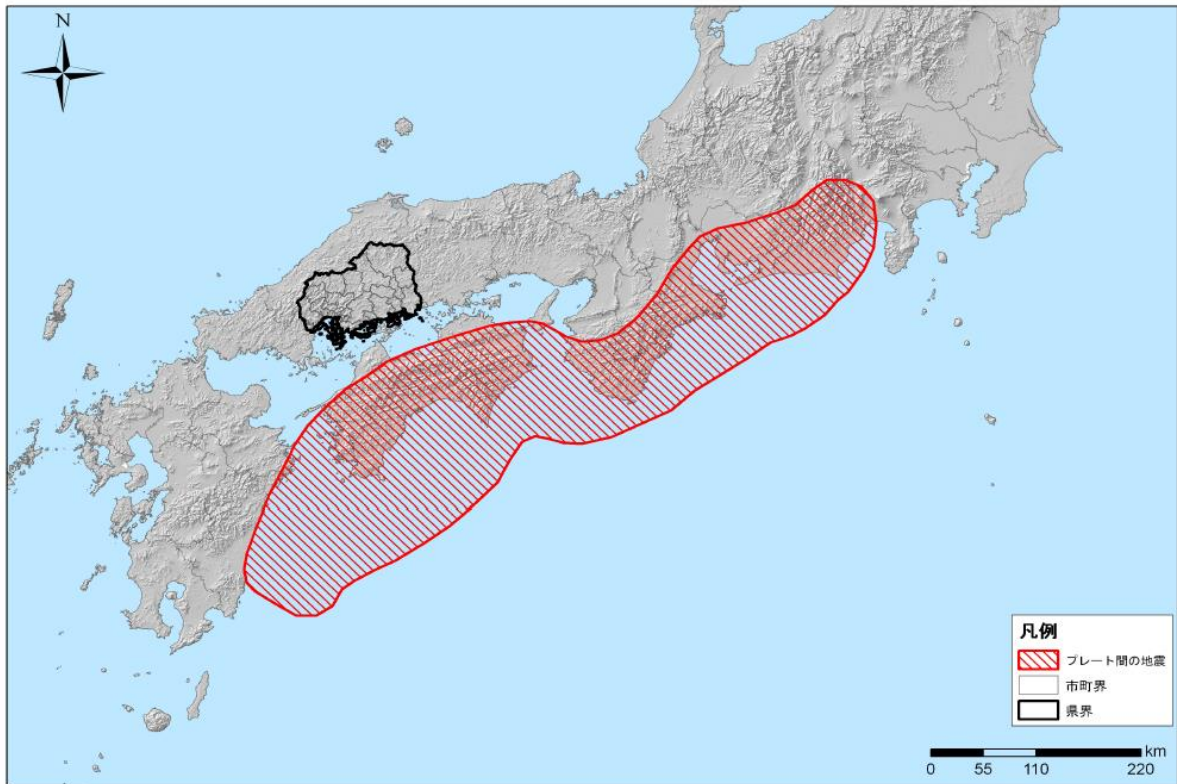
想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品), 燃料不足	県域
	医療機関の機能及び医療活動	
	保健衛生, 防疫, 遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動	
	道路上の自動車への落石・崩土	
	交通人的被害(道路)	
	交通人的被害(鉄道)	
	震災関連死	
	宅地造成地	
	大規模集客施設等	
	地下街・ターミナル駅	
	災害応急対策等	
	地盤沈下による長期湛水	
	複合災害	
	時間差での地震発生	
	治安	

(5) 想定結果

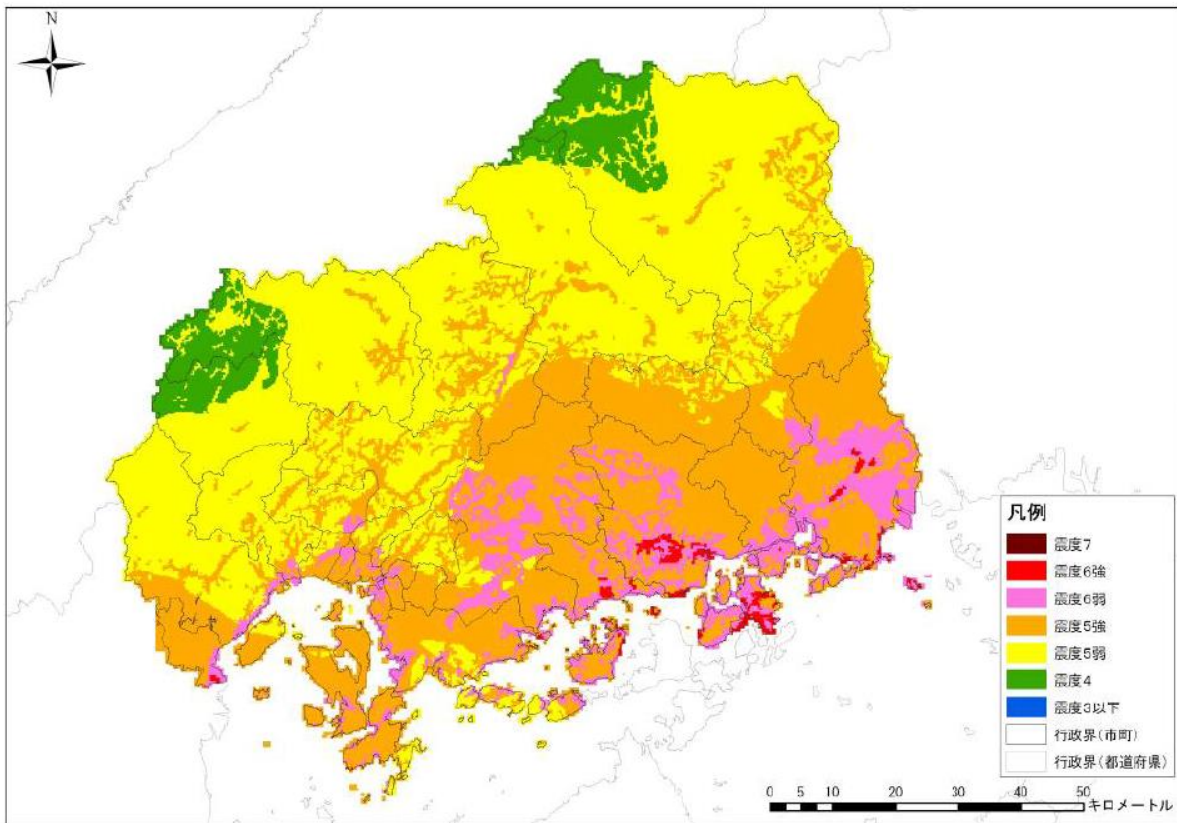
南海トラフ巨大地震（陸側ケース，津波ケース1）県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり，平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では，浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり，その内，浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ，液状化，土砂災害，津波により69,210棟の建物が全壊し，死者は冬の深夜が最大となり14,759人で，その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害，経済被害等については，他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく，地震発生直後においては，断水人口が1,069,382人，停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

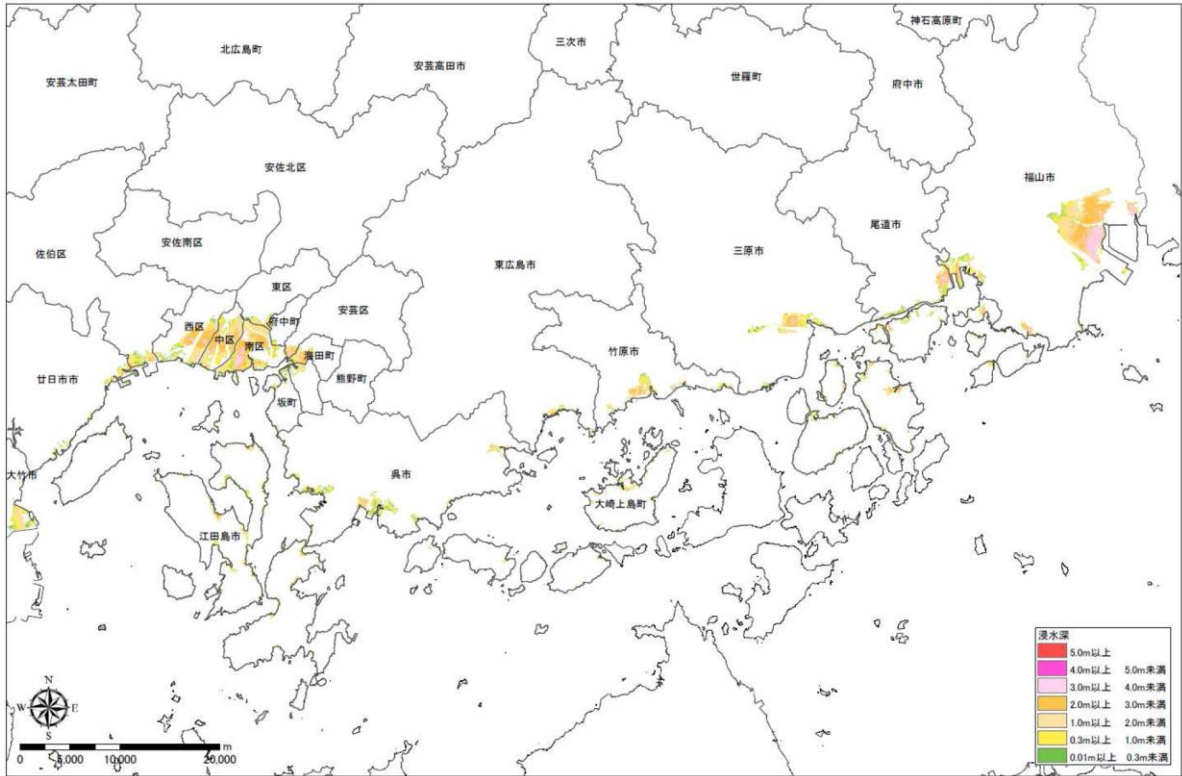
内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



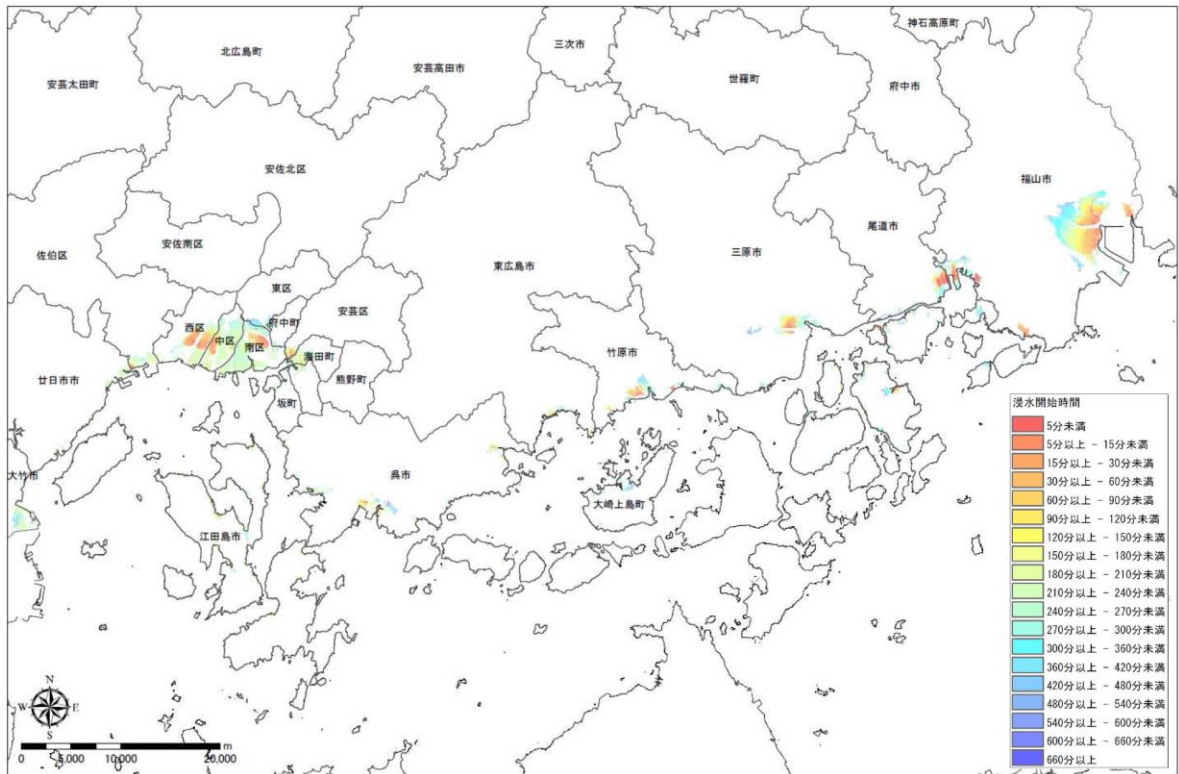
震度分布（南海トラフ巨大地震）



津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



深水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
		うち津波の高さ (m)		
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

(空 白)

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、整備に当たっては、地震防災対策特別措置法により、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28年度～平成32年度）（第5次）に基づく事業を推進する。

(1) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（県事業を含む。）

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
- シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
- セ 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設
- ソ 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- タ 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ツ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

(空 白)

第6節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画**1 津波からの防護のための施設の整備**

- (1) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，地震が発生した場合は直ちに，水門及び閘門の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作，非常用発電装置の整備，点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，津波が防潮堤，水門等を越流し，堤内に湛水した場合を想定し，排水口，排水路，排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，次の事項について別に定めるものとする。
- ア 防潮堤，防波堤，水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し，常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
- イ 防潮堤，防波堤，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は，①現況及び将来計画，②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件），③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順
海岸法に規定する操作規則等に基づき，操作員との連絡手段の確保，経路の選定，輸送手段，操作員の指定を確実に実施するとともに，操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し，出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（概ね2時間程度）が困難なものについては，その解消のための検討を行う。
- エ 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて，水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。
なお，訓練時において，操作及び作動状況の検証を行い，操作の確実性を確保するものとする。
- (4) 県及び市は，津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場，港湾，漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (5) 市は，同報無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は，水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう，津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾，漁港の船舶対策**(1) 漁港，港湾内の船舶の処置**

津波警報が発令されるなど，当該水域に危険があると判断された場合には，港則法の適用を受ける港湾については，港則法に基づき港長等の勧告，規制，指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾，漁港については，管理者は，津波警報が発表された場合を想定して，船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し，船舶の安全対策に努めるものとする。

(2) 船舶の処置

港湾管理者及び漁港管理者は、船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 市内の地震動等の観測施設

資料編「震度計設置場所」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

震災応急対策編第2節第2-2「(1) 津波に関する予報及び警報」による。

(3) 津波警報等の伝達経路

震災応急対策編第2節第2-2「(4) 津波警報等の伝達」による。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線(同報系)、災害情報共有システム(Lアラート)、広報車、サイレン、テレビ(ワンセグ含む)、ラジオ、携帯電話(登録制メール、緊急速報メールを含む。)、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報等や避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 居住者等の避難行動等

県及び市は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体(以下「居住者等」という。)に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。

この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障害者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者及び屋外にいる者に対しては、緊急速報メール、同報無線の屋外拡声子局、サイレン、電光掲示板等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等へラジオ等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

(6) 船舶関係者(荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート)及び養殖事業者等に対する伝達各海上保安部(署)からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(8) 情報の収集伝達経路

震災対策編第2節第2「2 地震・津波情報の収集及び伝達」による。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努めるものとする。

(1) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。

さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 津波ハザードマップの作成及び周知

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、広島県津波浸水想定図をもとに、指定緊急避難場所を示す津波ハザードマップ作成を行い、住民等に周知するものとする。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

市は、都市公園、まちづくりセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、まちづくりセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ

やアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

※ 避難所については、「資料編」を参照

(4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(5) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(6) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示の発令

(ア) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を覚知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

- b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
 - c 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報等をした場合
- (イ) 発令時期及び発令手順
- 津波警報等を覚知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。
- なお、津波警報等の覚知により避難指示を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め発令することとする。
- 特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。
- (ウ) 避難指示の内容
- 市長等避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施する。
- a 避難対象地域
 - b 避難指示の発令理由
 - c 避難先及び避難路
 - d 避難の方法及び携行品
 - e その他必要な事項
- (エ) 解除の基準
- 次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。
- a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
 - b 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報等をしたものを解除する場合
- (オ) 解除時期及び解除手順
- 避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。
- また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。
- (カ) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法
- a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）
- 市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。
- また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。
- b 伝達手段
- 伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。
- また、サイレン音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示を伝達するような併用等を検討するものとする。
- イ 避難の誘導
- (ア) 避難誘導に当たる者
- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
 - b 自主防災組織のリーダー等
- (イ) 避難誘導の方法
- a 避難は、原則徒歩とする。
 - b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

(エ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(オ) 安全確保対策

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施するものとする。

(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

ア 避難後の救護の内容は震災応急対策編第4節「第2 医療・救護計画」による。

イ 市は、指定避難所の開設時における、次の事項について別に定めるものとする。

- (ア) 応急危険度判定を優先的に行う体制
- (イ) 各指定避難所との連絡体制
- (ウ) 各指定避難所における避難者リストの作成
- (エ) その他あらかじめ準備すべき事項

ウ 市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(8) 指定避難所の開設

市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

ア 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

(ア) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

(イ) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

(ウ) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

(エ) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(オ) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(カ) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(キ) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ク) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(ケ) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (コ) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (ク) 指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 開設の場所
- (ウ) 受入れ人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) その他必要と認められる事項

ウ 市は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員の派遣など、県に支援を要請するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

(9) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとし、県が行う他の市町や他都道府県との連絡調整等に基づき迅速な避難に努める。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(10) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

更に、指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させることとし、県が行う他の市町や他都道府県との連絡調整等に基づき迅速な避難に努める。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

- ア 防潮扉等の管理者等
 - (ア) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。
 - (イ) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- イ 水防管理団体
 - (ア) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
 - (イ) 水防に必要な資機材の点検整備
 - (ウ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
 - (エ) 水防管理団体相互の協力及び応援

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電力施設の応急対策

- ア 実施責任者
 - 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社
- イ 電力供給のための体制確保
 - 津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。
- ウ 地震・津波災害時における危険防止措置
 - 地震・津波災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- エ 復旧方針
 - 復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。
 - (ア) 人命救助に関わる病院
 - (イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関
 - (ウ) 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・授受計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報活動

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス導管事業

(ア) 実施責任者

一般ガス導管事業者

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ウ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(エ) 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他の資材メーカーに融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ ガス小売事業

(ア) 実施責任者

ガス小売事業者

(イ) 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

(ウ) 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

ウ 液化石油ガス販売事業

(ア) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

(イ) 応急対策，広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策，広報活動等をとるものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

迅速に応急復旧等が行えるよう，あらかじめ，関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(ア) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には，県内の関連事業者，隣接市町又は県に応援を要請し，必要に応じ，広域的な応援・受援計画により，県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(イ) 応急復旧等の状況や見通しを広報し，住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は，可能な限り備蓄するとともに，関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

下水道管理者

イ 応急復旧対策

(ア) 迅速に応急復旧等が行えるよう，あらかじめ，関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

(イ) あらかじめ定める動員計画に基づき，災害復旧に必要な要員を確保し，応急対策を実施する。

(ウ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には，関連事業者，近隣市町又は県に応援を要請する。県は，県を超える広域的な支援を必要と認めるときは，「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

ウ 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況，復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い，必要に応じてテレビ，ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに，関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

(5) 通信

ア 通信事業者は，津波来襲時に機能を損なわないように，ケーブル，交換機等の配置及び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については，電源の確保，地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

NTTグループ会社は，関連会社と協力し，災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し，重要通信をそ通させるよう，防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに，応急復旧を迅速かつ的確に実施し，通信サービスの確保を図る。

- (ア) 通信の利用制限
災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。
 - (イ) 非常通信の確保
 - a 特設公衆電話の設置
災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。
 - b 公衆電話の無料化
広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
 - (ウ) 通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
 - (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用
震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。
また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図るものとする。
 - (オ) 広報活動（拡大防止策）
 - a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。
 - (a) 被災地域と被災模様
 - (b) 復旧のための措置と復旧見込時期
 - b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。
- ウ 指定公共機関NTTドコモ中国支社が行う措置
- NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。
- (ア) 通信の利用制限と重要通信の確保
災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。
 - (イ) 非常通信の確保
 - a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。
 - b 西日本電信電話株式会社が特設公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。
 - (ウ) 通信設備の応急復旧
災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。
 - (エ) 「災害用伝言板サービス」の運用
震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。
 - (オ) 広報活動（拡大防止策）
 - a 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及びNTTドコモ中国支社のホームページを通じて行う。
また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。
 - b 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 県等が行う支援の措置

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(ア) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

エ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないよう通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、
 - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - c 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市は、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を必要に応じて県に協力を依頼する。

ウ 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を必要に応じて県に協力を依頼する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1 相互応援協力計画

1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、自らの市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

イ 市町に対する応援

(ア) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに、被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、装備、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

第2 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、当該市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2) 市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部(防衛班)

電話 082-822-3101 内線2410

(夜間・土・日・祝祭日等)

内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511 内線2823, 2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348

(課業時間外)内線2203(SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

- (ア) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52
電話 082-228-2111
内線2783～2786
082-228-2159 (直通)
082-511-6720 (直通)
- (イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17
電話 082-251-5111
内線3271～3275
082-251-5115, 5116
(直通) (当直)
- (ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34
電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

- ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。
- ウ 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町又は関係機関の長に、派遣部隊の受入体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。
 - ア 派遣部隊到着前
 - (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
 - (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
 - (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）
 - (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
 - (オ) 臨時ヘリポートの設定（震災応急対策編第3節第2「5 ヘリコプター緊急離着陸場」による。）
 - (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）
 - イ 派遣部隊到着後
 - (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
 - (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
 - (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第3 救援物資の調達・供給活動計画

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 県及び市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 県及び市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

特に、災害拠点病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮するものとする。

イ 知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

ウ 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

県及び市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

第4 帰宅困難者対策計画

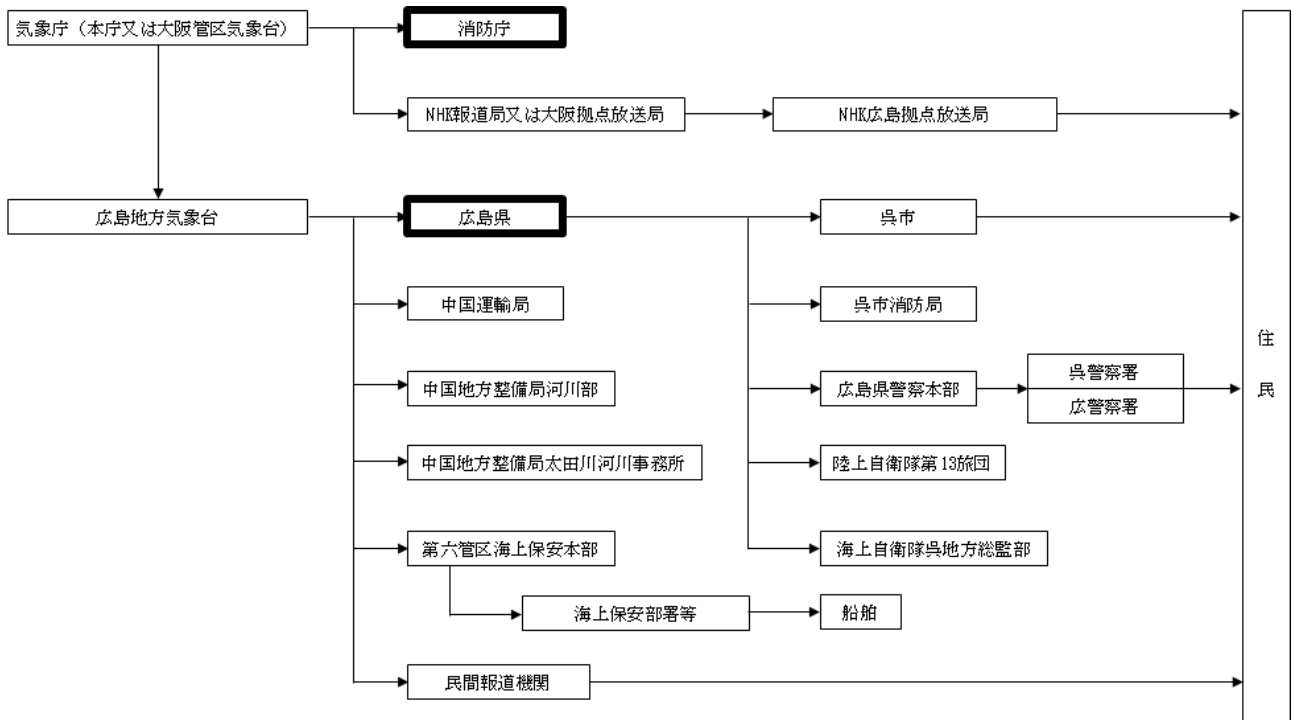
地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知される。その他情報の収集及び伝達に関しては、震災応急対策編第2節第2「2 地震・津波情報の収集及び伝達」による。



(注) 太枠の機関は南海トラフ地震防災対策推進基本計画により伝達されるべき機関

(2) 市の配備体制

市の配備体制は、災害注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、震災応急対策編第2節「第2 組織・動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前記1(1)による。

(2) 市の配備体制

市の配備体制は、災害警戒体制、災害対策本部設置の2種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては震災応急対策編第2節「第1 組織・動員計画」による。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
災害警戒体制	<p>【地震】</p> <p>a 市内で震度5弱又は震度5強を観測したとき</p> <p>b 市内で震度4を観測し、かつ被害が発生したとき</p> <p>c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</p> <p>【津波】</p> <p>d 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき</p> <p>（注）b及びcは、危機管理監が必要と認めたとき</p>	<p>事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策</p>
災害対策本部設置	<p>【地震】</p> <p>a 市内で震度6弱以上を観測したとき</p> <p>b 市内で震度5弱又は震度5強を観測し、相当の規模に及ぶ被害が発生又は発生するおそれがある場合</p> <p>c 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</p> <p>【津波】</p> <p>d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき</p> <p>（注）b及びcは、総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき</p>	<p>災害対策本部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施</p>

（注）震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は震災応急対策編第6節「第2 災害広報計画」による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は震災応急対策編第2節「第2 災害情報計画」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

(ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(ウ) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

(ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(11) 市が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

- f 消防用設備の点検，整備
- g 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検，巡視
- (イ) 個別事項
 - a 橋梁，トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川，海岸，港湾施設及び漁港施設について，水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - c 病院においては，患者等の保護等の方法について，各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - d 幼稚園，小・中学校等にあつては，児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
 - e 社会福祉施設にあつては，入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお，施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - (ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は，ア(ア)に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。
また，災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対して，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - a 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - b 無線通信機等通信手段の確保
 - c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - (イ) 市は，避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備を必要に応じて県に協力を依頼する。
 - (ウ) 市は，屋内避難に使用する建物の選定について，県有施設の活用等を必要に応じて県に協力を依頼する。
- ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については，津波やがけ崩れに対する安全性に留意し，必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路
前記1(1)による。
- (2) 市の配備体制
前記2(2)による。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知
前記2(3)による。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等
前記2(4)による。
- (5) 災害応急対策をとるべき期間等

県及び市等は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変

化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において，地域住民等に対し，日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において，施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

(空 白)

第9節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

(1) 県は、国、市町、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域のかつ実践的な訓練を実施する。

訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(4) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(5) 県、市等は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。なお、訓練の実施に当たり、必要に応じて県に支援を依頼する。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 津波避難訓練

- (1) 県、市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (2) 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (3) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

6 防災訓練に対する協力等

- (1) 県及び市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (2) 各防災関係機関は、県や市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

7 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

- (1) 大規模災害発生時における防災関係機関、住民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練
- (2) 大規模災害発生時における市災害対策本部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

県及び市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に住民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
 - ウ 地震・津波に対する地域住民への周知
 - エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- <地震・津波のときの心得>
- (ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - (イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (ウ) テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、気象台等が発表する緊急地震速報や津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
 - (エ) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

- (オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。
また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

<津波に対する心得－船舶の場合>

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- オ 地震・津波に対する一般知識
- カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ク 災害情報の正確な入手方法
- ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- コ 出火の防止及び初期消火の心得
- サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- シ 自動車運転時の心得
- ス 救助・救援に関する事項

- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水想定図
- タ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- テ 高齢者、障害者などへの配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ニ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ア ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- イ テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
- ウ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- エ 映画、スライド等の活用
- オ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- カ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

県及び市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

県、県警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

(空 白)